

CLAIR REPORT No. 440

デトロイト市の破産手続き

Clair Report No.440 (Oct 5 , 2016)

(一財)自治体国際化協会 ニューヨーク事務所



一般財団法人

自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に関わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、御叱責を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載は御遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麴町 1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: webmaster@clair.or.jp

はじめに

2013年7月18日、ミシガン州デトロイト市は、連邦破産法第9章に基づく破産申請を行った。1950年に185万人を数えた人口が2010年には71万人にまで減少するという長期衰退の中で、同市が抱える負債は180億ドルを超え、米国史上最大の自治体破産となり、国内外で大きな注目を集めた。

筆者は、同市が破産申請を行った2日後に当事務所に着任し、同市の破産手続きをリアルタイムで観察・調査するとともに、その後の状況についても丁寧にフォローを行った。また、同市の財政破綻が2008年の経済危機の影響を受けていることに着目し、同年以降の4つの自治体破産事例（カリフォルニア州バレーホ市、同州ストックトン市、ロードアイランド州セントラルフォールズ市及びアラバマ州ジェファーソン・カウンティ）を調査し、デトロイト市の破産手続きとの比較分析を行った。これらの調査結果は、『地方財務』、『地方自治』、『地方債』といった専門誌などに掲載されている。

このレポートは、上記の調査結果をコンパクトに集約した上で、本年（2016年）5月末に公表された2015年度決算などの最新情報を追記したものである。自治体が民間企業と同じように破産して、債務調整（債務削減）が行われるという制度は日本や欧州にはないアメリカならではのものであるが、日本においても多くの自治体が人口減少と財政悪化に苦しむ中、このレポートが自治体関係者にとって何らかの参考となれば、これほど幸いなことはない。

なお、今回のレポート作成にあたり、当事務所と親交のあるミシガン州ノバイ市のスタッフに、デトロイト市の視察をアレンジしていただくなどのご協力をいただいた。あらためて感謝申し上げる次第である。

一般財団法人自治体国際化協会 ニューヨーク事務所長
立田 康雄

目次

はじめに	1
概要	4
第1章 破産申請に至る背景・経緯	5
第1節 デトロイト市衰退の背景	5
1 60年続いた人口流出	5
2 政府統計に見る貧困構造	6
3 財政難と治安悪化の悪循環	6
第2節 財政破綻の背景	7
1 健全化努力の遅れとレガシーコストの増嵩	7
2 リーマン・ショックを契機とする経済危機の影響	7
3 一般会計のファンド・バランス	9
第3節 破産申請に至る経緯とその影響	10
1 緊急事態管理官の任命	10
2 破産申請	12
3 地方債市場への影響	14
第2章 連邦破産法第9章の概要	16
第1節 連邦破産法の概要	16
第2節 連邦破産法第9章の概要	16
1 制定・改正経緯	16
2 破産手続きの流れ	17
3 破産手続き中の自治体の保護	17
4 破産適格性の審査	17
5 債務調整計画案の提出と債権者投票	18
6 債務調整計画の審査	19
第3章 破産手続きの経過	20
第1節 破産適格性の審査・承認	20
第2節 債務調整計画案の作成・改訂	20
1 債務調整計画案の作成・改訂	20
2 債権者投票の実施と更なる計画改訂	20
第3節 債務調整計画の審査・承認と計画発効	21
第4章 債務調整計画の概要	23
第1節 金融関連債務の取扱い	23

1	レベニュー債の取扱い	23
2	一般財源保証債の取扱い	23
3	年金関連債券の取扱い	25
4	金利スワップ契約の取扱い	25
第2節	職員関連債務の取扱い	26
1	年金の取扱い	26
2	グラント・バーゲンによる美術館と年金受給者の救済	26
3	退職者医療保険の取扱い	27
第3節	債務削減の全体像と新規投資計画	28
1	債務の削減・再編の全体像	28
2	市の再生に向けた新規投資	29
第5章	破産手続きの特徴	30
第1節	前例なき債務削減	30
第2節	破産手続きのスピードとコスト	31
第3節	州による強力な関与と自治権の停止	33
第6章	デトロイト市の再生に向けて	34
第1節	州による監視体制の構築	34
第2節	地方債市場への復帰	34
第3節	破産手続き終了後の財政状況	35
第4節	デトロイト市復活の兆し	37
	参考文献	39
	参考資料	40

概要

第1章では、デトロイト市の破産申請に至る背景と経緯を紹介する。同市は、人種対立や郊外化の進展により、過去60年間にわたり住民や企業が流出した結果、市内に低所得者が取り残され、財政難と治安悪化の悪循環に陥った。歴代市長による財政健全化の取り組みは遅れ、レガシーコストの増嵩を招いた上に、2008年の経済危機の影響で市の歳入が減少し、財政危機に陥った。このような中、州知事が任命した緊急事態管理官によって、破産申請が行われた。地方債市場では、ミシガン州内の発行体に一定の影響が生じた。

第2章では、連邦破産法第9章の概要を紹介する。同章の自治体破産手続きは、大恐慌によって財政危機に陥った自治体等を救済するため、1930年代に制定された。その手続きは、①自治体による破産申請、②連邦破産裁判所による破産適格性の審査・承認、③自治体による債務調整計画案の作成と債権者投票の実施、④連邦破産裁判所による債務調整計画案の審査・承認、⑤債務調整計画の発効、という流れで進行する。

第3章では、デトロイト市の破産手続きの経過を紹介する。同市は2013年7月に破産申請し、同年12月に連邦破産裁判所から破産適格性を承認された。2014年2月には「債務調整計画案(第1版)」を作成し、以後、債権者との交渉が妥結する都度、計画を改訂した。最終的には、「債務調整計画案(第9版)」が2014年11月に同裁判所から承認され、翌月、当該計画が発効したことをもって、1年5か月にわたる破産手続きが終了した。

第4章では、2014年12月に発効したデトロイト市の債務調整計画の概要を紹介する。当該計画では、これまで安全資産とみなされてきた一般財源保証債の元本削減や、州憲法によって保護されている公務員年金の削減など、前例なき債務削減が行われ、合計で70億ドル以上の債務が削減された。

第5章では、2008年以降の米国自治体の破産事例と比較した、デトロイト市の破産手続きの特徴を紹介する。その主な特徴は、①地方債や年金の前例なき債務削減、②異例とも言える破産手続きのスピードとその背後にある約1.8億ドルもの弁護士等費用の存在、③緊急事態管理官の任命と市長・市議会の権限停止といった州による強権的な介入、である。

第6章では、デトロイト市の再生に向けた、破産手続き終了後の最新状況を紹介する。破産手続きの終了と同時に州法に基づく財政監視委員会の活動が始まり、今後最短13年間は同委員会による監視が続く。2015年8月には地方債市場へのスピード復帰を果たし、2016年5月に公表した2015年度決算では、一般会計のファンド・バランスの劇的な改善を達成した。同市による行政サービスの改善や行財政改革のほか、民間主導による複数の大規模プロジェクトも進行しており、まだ取り組みは緒に就いたばかりであるものの、既に明るい兆しも見受けられる。

第1章 破産申請に至る背景・経緯

第1節 デトロイト市衰退の背景

1 60年続いた人口流出

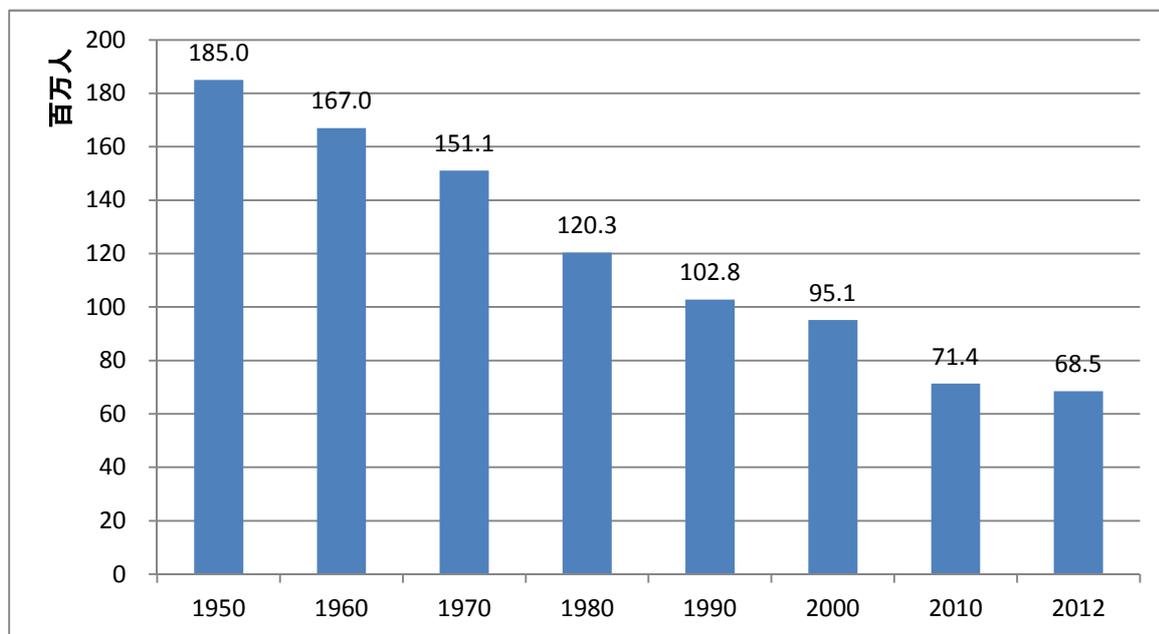
デトロイト市は、ヘンリー・フォードが市内に流れ作業の組立ラインによる自動車工場を作ったことを皮切りに、ビッグスリー（ゼネラルモーターズ、フォード、クライスラー）の本社や工場などが置かれ、自動車産業の中心都市として発展・繁栄した。かつては全米第4位の人口を誇る、アメリカを代表する大都市の一つであった。

しかし、自動車産業がより安価な労働力を求めて、白人中心のコミュニティに大量の黒人労働者を引き入れたことにより、市内で徐々に人種間の緊張が高まった。その結果発生したのが、1943年と1967年の二度の人種暴動である。二度目の暴動では、最終的に5日間で43人の死者と467人の負傷者を出し、2,000以上のビルが破壊される事態となった¹。

一方、1950年代に入ると、デトロイト周辺に高速道路網が整備され、自動車工場が郊外へと拡大・流出するとともに、ホワイト・フライトと呼ばれる白人層の郊外への転出が進み、市の人口が減少に転じた。1967年の暴動は、この動きに拍車をかけることとなった。

その後、市内から郊外への住民と企業の流出に歯止めがかからず、1950年に185万人いた人口は、2012年12月現在の推計値では68.5万人と、ピーク時から63%減少した。2000年以降だけでも、95.1万人から28%減少している（図表1参照）。

図表1 デトロイト市の人口



(注) 2012年は12月現在の推計値。他は6月現在の数値。

(出所) Orr (2013a), p. 22.

¹ ミシガン州ノバイ市提供資料による。

2 政府統計に見る貧困構造

上記1の経緯により、「持てる者」が郊外（市外）へと脱出し、「持たざる者」が市内に取り残された結果は、政府統計ではっきりと確認することができる（図表2参照）。

デトロイト市の人口構成は白人10.6%に対し、黒人82.7%であり、州平均の5.8倍もの割合で黒人が集中するという、いびつな構造となっている。持家比率52.6%、持家評価額の中間値59,700ドルは、州平均と比べ、持家比率は7割強、持家評価額は5割弱の水準である。家計所得の中間値26,955ドル、貧困率38.1%は、州平均と比べ、所得は6割弱、貧困率は2.3倍という厳しい状況である。住民に低所得者や貧困層が多いということは、住民一人当たりの税収が低下する一方で、より多くの福祉対策等が必要となり、低収入・高コストの財政構造の要因となる。ここから市の厳しい財政状況の一因がうかがえる。

図表2 政府統計に見るデトロイト市の貧困構造

	デトロイト市 (A)	ミシガン州 平均 (B)	全米平均 (C)	A/B	A/C
白人比率	10.6%	78.9%	77.9%	0.13倍	0.14倍
黒人比率	82.7%	14.2%	13.1%	5.8倍	6.3倍
持家比率	52.6%	72.8%	65.5%	0.72倍	0.8倍
持家評価額中間値	\$59,700	\$128,600	\$181,400	46.4%	32.9%
一人当たり平均所得	\$14,861	\$25,547	\$28,051	58.2%	53.0%
家計所得中間値	\$26,955	\$48,471	\$53,046	55.6%	50.8%
貧困率	38.1%	16.3%	14.9%	2.3倍	2.6倍

(出所) U.S. Census Bureau, “State and County QuickFacts” (Last Revised: March 27, 2014) より、作成

3 財政難と治安悪化の悪循環

デトロイト市は厳しい財政状況に対処するため、歳出削減に取り組んできたが、その結果、市民への行政サービスの停滞と大幅な治安の悪化を招いている。

例えば、破産申請前の時点で、市内の殺人事件発生率は過去40年間で最高水準にあり、刑事事件の解決率は8.7%にとどまっている（全米平均は30.5%）。警察への通報から到着までの待ち時間は、平均58分である（全米平均は11分）。市の救急車は3分の1しか稼働しておらず、市の街灯の約40%は故障中である。市内には約78,000もの空き家・空きビルが散在し、治安を悪化させる要因となっている²。

以上から、同市は、住民・企業の流出による財政難により行政サービスのカットを余儀なくされ、それが治安の悪化をもたらし、更なる住民・企業の流出を招くという悪循環に

² Snyder (2013c), p. 2.

陥っていることがうかがえる。これが、同市が長期的な衰退から抜け出せないでいる背景の一つと考えられる。

第2節 財政破綻の背景

1 健全化努力の遅れとレガシーコストの増嵩

デトロイト市の財政破綻の背景には、人種対立や郊外化の進行などの社会経済的要因のみならず、政治的要因がある。

例えば、長期にわたる人口流出が続いた一方で、職員数削減の取組みは遅れた。特に1994年から2001年まで市長を務めたデニス・アーチャー氏は、その在任中に毎年職員を増加させ、2001年には職員数約1万8,000人、住民約50人に1人が市職員という状況を作り出した。また、歴代市長は、年金や医療保険の改革を行わず、市の財政力に比して、寛大な福利厚生制度を維持してきた。例えば、ミシガン州が1997年に年金制度改革を行い、確定給付型の年金から401k型の確定拠出年金へと移行した際、当時のアーチャー市長は年金基金と交渉したものの、州と同様の改革を実行することができなかった。一方で、2005年と2006年にはクワメ・キルパトリック市長の下、年金基金の積立不足を埋めるために14.4億ドルの年金関連債券を発行した³。

このように歴代市長による財政健全化への取組みは遅れ、むしろ借金頼みの財政運営が行われたため、地方債の元利償還金、退職者の年金・医療保険等のいわゆるレガシーコスト（過去の約束に基づく負担）が増嵩した。同市の歳入に占めるレガシーコストの割合は、2008年度⁴の時点で29.7%、2012年度には38.6%に達しており、このまま改革を行わなければ、2017年度には64.6%に上昇することが見込まれた⁵。

2 リーマン・ショックを契機とする経済危機の影響

(1) グレート・リセッションと自治体破産

デトロイト市の財政破綻の背景には様々な要因があるが、2008年の金融危機・経済危機が直接的な引き金になったと考えられる。日本ではリーマン・ショックと呼ばれることが多いが、米国ではグレート・リセッション（Great Recession）と呼ばれており、1930年代の大恐慌（Great Depression）以来の深刻な不景気とされている。

この経済危機は、米国の住宅バブルの崩壊に端を発し、サブプライムローン問題や世界的な金融危機を経て発生したが、米国の自治体財政との関係では、自治体自身の税収減、州からの補助金等の減、デリバティブ（金融派生商品）等の複雑な金融取引からの損失の発生といった形で財政悪化をもたらした。

ちなみに、米国では2008年以降、自治体による破産申請が相次いでいる。2008年5月のカリフォルニア州バレーホ市（人口12万人）、2011年8月のロードアイランド州セント

³ Detroit Free Press, “How Detroit Went Broke”, September 15, 2013.

⁴ デトロイト市の会計年度は7月から翌年の6月までのサイクルである。本稿では、2007年7月から2008年6月までの会計年度を「2008年度」という形で表記している。

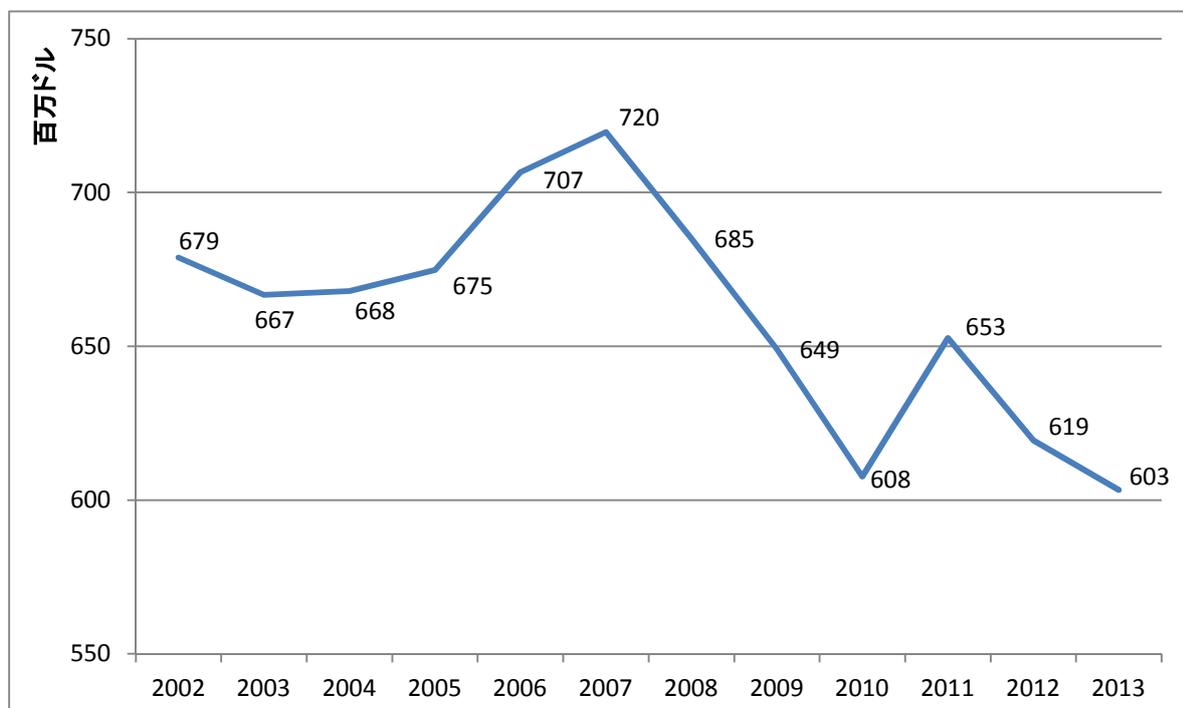
⁵ City of Detroit (2013a), p. 34.

ラルフォールズ市（人口 2 万人）、同年 11 月のアラバマ州ジェファーソン・カウンティ（人口 66 万人）、2012 年 6 月のカリフォルニア州ストックトン市（人口 29 万人）、同年 8 月の同州サンバーナーディーノ市（人口 21 万人）、そして 2013 年 7 月のデトロイト市（人口 71 万人）である⁶⁷。

（2） 税収の減少

デトロイト市の一般会計の税収は、経済危機の影響により、所得税と財産税が減少したため、全体として大きく落ち込んだ（図表 3 参照）。経済危機前後の税収は、財産税が 2007 年度の 1.84 億ドルから 2010 年度には 1.43 億ドルへと 22.2%減少、財産税を含む一般会計の税収全体では同期間に 7.2 億ドルから 6.08 億ドルへと 15.6%減少した。破産申請直前の 2013 年度の税収は、ピーク時の 2007 年度と比べ 16.2%減であった。

図表 3 デトロイト市一般会計の税収（2002 年度～2013 年度）



（注）各年の 6 月末に終了する会計年度の決算額。

（出所）City of Detroit (FY2002-FY2013)より、作成

（3） 州からの売上税分配金の減少

ミシガン州では、売上税の収入を州と自治体とで分け合うレベニュー・シェアリング制度があり、自治体にとって貴重な財源となっている。しかし、デトロイト市の州売上税分

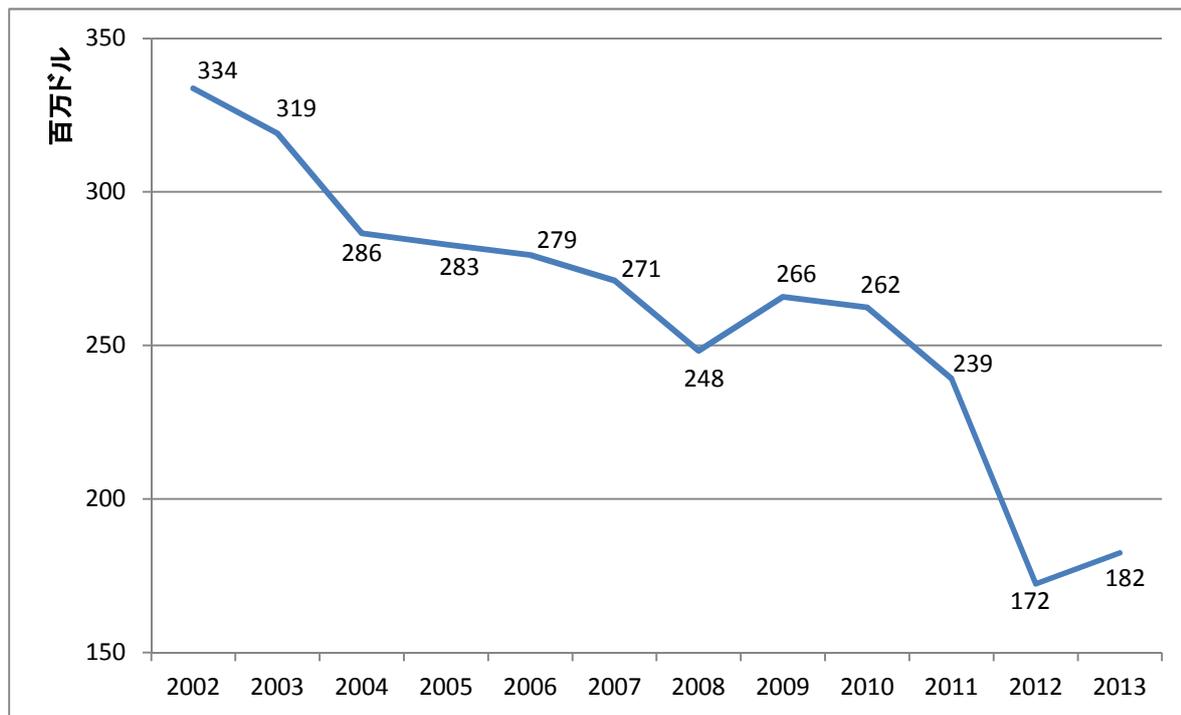
⁶ 人口は、いずれも 2010 年の国勢調査による。

⁷ ここでは破産申請後に連邦破産裁判所から破産適格性が承認された自治体だけを列記したが、例えばペンシルバニア州ハリスバーグ市のように破産申請を行ったものの、連邦破産裁判所から破産適格性を棄却された自治体もある。なお、同市の事例については、三宅（2014）に詳しい。

配金収入は、経済危機発生前である 2007 年度の 2.71 億ドルから破産申請直前の 2013 年度には 1.82 億ドルへと 32.7%減少している。2002 年度と比べれば 45.3%もの減であり、自らの税収減と並び、財政破綻の大きな要因となっている（図表 4 参照）。

なお、この背景には、ミシガン州が州自身の厳しい財政状況に対応するため、市町村向け売上税分配金の総額を大きく減少させてきたという事情がある⁸。

図表 4 デトロイト市の州売上税分配金収入（2002 年度～2013 年度）



（注）各年の 6 月末に終了する会計年度の決算額。

（出所）City of Detroit (FY2002-FY2013)より、作成

（4）金利スワップ契約による損失

デトロイト市は、2005 年と 2006 年に計 14.4 億ドルの年金関連債券を変動金利で発行した上で、将来の金利上昇リスクをヘッジするため、金融機関と金利スワップ契約を締結した。しかし、実際には住宅バブル崩壊とサブプライムローン問題を契機として、2008 年以降、米国の金利が急激に低下したため、市は、逆に銀行側に対して毎年数千万ドルもの支払い義務を負うこととなった。これが市の財政運営を圧迫し、財政破綻の一因となった⁹。

3 一般会計のファンド・バランス

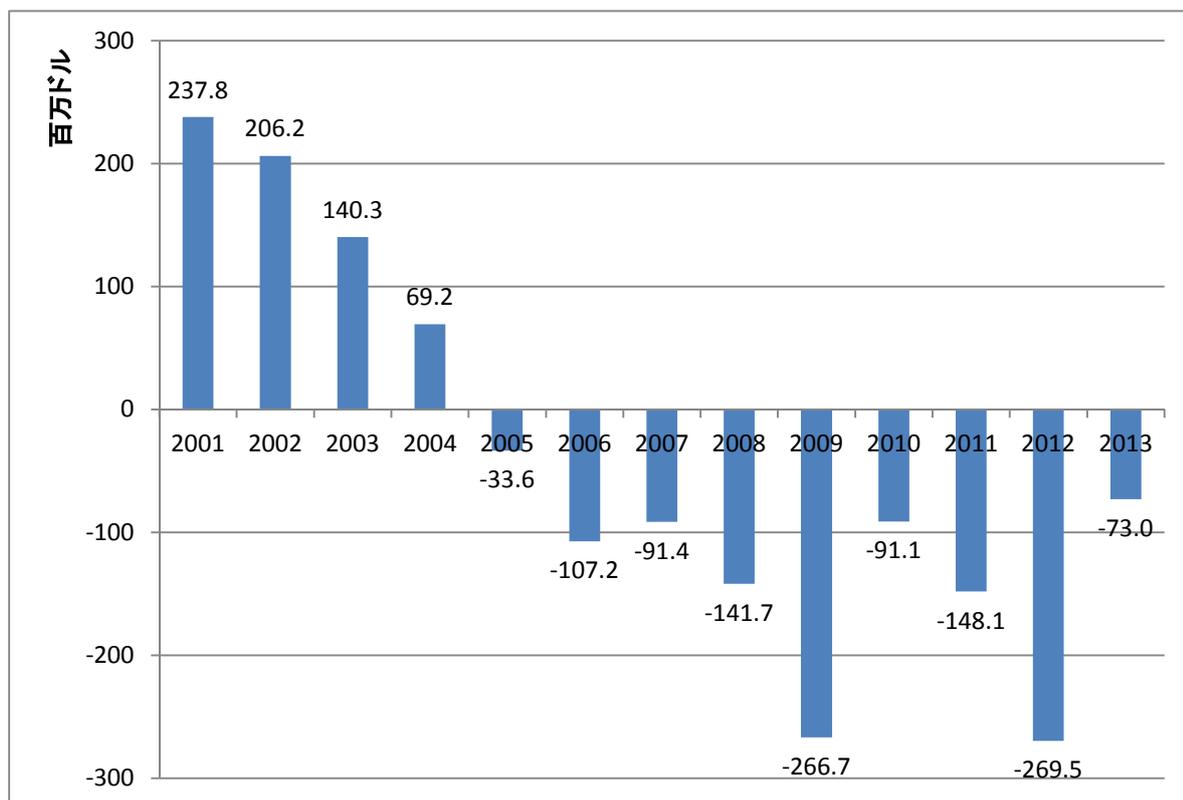
上述の厳しい財政状況を反映して、デトロイト市の一般会計は 2005 年度決算でファンド・バランス（年度末資金残高）がマイナスに転落し、その後それを解消することなく、2013 年 7 月の破産申請に至った（図表 5 参照）。

⁸ Michigan Municipal League (2014).

⁹ Rhodes (2013a), p. 13.

2010年度と2013年度には単年度収支が黒字となっており、ファンド・バランスのマイナスが減少しているが、いずれも特例的な赤字地方債の発行、年金基金や他会計への支払い先送りなどによる現金収支の改善にすぎず、構造的な収支改善によるものではない。2013年6月には年金関連債券のデフォルト（債務不履行）を起こし、同市のキャッシュ・フローの厳しさが実証された。

図表5 デトロイト市一般会計のファンド・バランス（2001年度～2013年度）



(注) 各年の6月末に終了する会計年度の決算額。

(出所) City of Detroit (FY2002-FY2013)より、作成

第3節 破産申請に至る経緯とその影響

1 緊急事態管理官の任命

(1) 市と州の協定に基づく財政再建の頓挫

デトロイト市の財政問題は、2011年1月に共和党のリック・スナイダー (Rick Snyder) 氏がミシガン州知事に就任したことにより、州の関与の下で大きく動き出した。

ミシガン州では、財政危機に陥った地方政府はまず州と協定を締結し、州からの一定の関与を受けながら財政再建に取り組むことが多い。デトロイト市の場合は、2012年4月に州と財政安定化協定 (Financial Stability Agreement¹⁰) を締結した¹¹。

¹⁰ State of Michigan & City of Detroit (2012).

¹¹ 当該協定は、スナイダー知事のイニシアチブにより、2011年3月に制定された地方政

しかしながら、同年6月には、市の法務局長（Corporation Counsel）が、市と州が締結した協定は市の自治憲章に違反するため無効であるとし、訴訟を提起するという事態が起こった。当時のデイブ・ビング市長は、州と交渉して協定を締結した当事者であり、当該訴訟の取下げを主張したが、市議会の一部は訴訟の継続を支持した。法務局長の任命権は市長にあるが、その解任には市議会における3分の2以上（9人の議員中6人以上）の賛成が必要であり、市長は法務局長を解任することも、訴訟の取下げを強制することもできなかった¹²。

結局、当該訴訟は州の裁判所に却下されたが¹³、この一件に象徴されるデトロイト市内部の足並みの乱れにより、市の財政再建が遅々として進まない中、州は次の手段に向けて動き出した。

（2）州による財政状況評価と財政危機宣言

2012年12月、州知事は地方政府財政責任法（Local Government Fiscal Responsibility Act, Public Act 72 of 1990）に基づく予備的財政状況評価の結果を踏まえ、デトロイト市財政状況評価チーム（Detroit Financial Review Team）を任命した。

2013年2月、同チームは、「デトロイト市には深刻な財政問題を解決する有効な計画がなく、財政危機にある」との報告書を州知事に提出した¹⁴。

同年3月1日、州知事は同報告書の結論に同意し、同市が財政危機にあると決定する旨を発表した¹⁵。その後、市議会からの要求に基づいて公聴会が開催されたが、同月14日、州知事は公聴会における供述内容はすべて同チームによって考慮済みの事項であるとし、同市が財政危機にあるとする自らの決定を確定させた¹⁶。

（3）緊急事態管理官の任命

2013年3月14日、州知事はデトロイト市の財政危機が確定したことを踏まえ、地方政府財政責任法に基づく緊急財政管理官（Emergency Financial Manager）にケビン・オア（Kevyn Orr）氏を任命すると発表した。就任日は3月25日とされた。同氏は、ミシガン大学ロースクール卒の黒人弁護士であり、リーマン・ショック後のクライスラーの再建を手掛けた連邦破産法の専門家である¹⁷。

府・学区財政説明責任法（Local Government and School District Fiscal Accountability Act, Public Act 4 of 2011）に基づいて締結された。その後、同法が住民投票で廃止されたため、同法によって廃止された地方政府財政責任法（後述）が復活した。この間の経緯については、犬丸（2015a）を参照されたい。

¹² Reuters, “Detroit at risk of running out of cash in one week”, June 8, 2012.

¹³ Reuters, “Detroit avoids cash crunch as judge halts lawsuit”, June 13, 2012.

¹⁴ Detroit Financial Review Team (2013a).

¹⁵ Snyder (2013a).

¹⁶ Snyder (2013b).

¹⁷ New York Times, “Bankruptcy Lawyer Is Named to Manage an Ailing Detroit”, March 14, 2013.

同月 28 日には、地方政府財政責任法に代わる新たな州法である地方財政安定・選択法 (Local Financial Stability and Choice Act, Public Act 436 of 2012) が施行され、オア氏は同法に基づく緊急事態管理官 (Emergency Manager) となり、より広範かつ強力な権限を付与された¹⁸。

従来の緊急財政管理官は財政問題に関する権限を付与されていたが、緊急事態管理官は財政問題に限らず、市長・市議会が有するすべての権限を委ねられる。オア氏が緊急事態管理官に就任したことにより、市長と市議会の権限は一旦すべて停止され、同氏から書面で権限を付与されない限り、何の権限も行使できないこととされた¹⁹。

緊急事態管理官は、予算の修正、部局の統廃合、職員の任命・解雇、財産の売却、各種契約の締結、行政命令の発出などの広範な権限を行使することができ、米国の自治体にとって憲法とも言える自治憲章の規定に抵触する財政再建策を実施する権限をも付与されている。また、緊急財政管理官にはなかった権限として、一定の条件を満たした場合に既存の労働協約の全部又は一部を拒否、修正又は終結させるという強力な権限が付与された²⁰。

2 破産申請

(1) 債権者への提案・交渉

2013 年 6 月 14 日、オア緊急事態管理官は、債権者への提案書を作成し、債権者への説明会を開催した²¹。提案書では、市が抱える 180 億ドル超の負債の内訳を明らかにしているが、大別すると以下のとおりである。

まず、バランスシート上の負債は、レベニュー債等が約 58.5 億ドル (32.1%)、一般財源保証債等が約 11.3 億ドル (6.2%)、年金関連債券が約 14.3 億ドル (7.8%)、金利スワップ債務が約 3.4 億ドル (1.9%)、その他債務が約 3 億ドル (1.6%)。次に、バランスシート外の負債は、退職者医療保険の積立不足が約 57 億ドル (31.2%)、年金の積立不足が約 35 億ドル (19.2%) となっている (図表 6 参照)。

債権者への提案内容は、レベニュー債等の担保付債権以外は、一般財源保証債であれ、年金債務であれ、医療保険債務であれ、全く性格の異なる債務を十把一絡げにして、一律の比率で元本を切り下げるといったものであった。特に、一般財源保証債と年金債務は、これまで債務調整 (債務削減) は困難と考えられてきたことから、その元本削減を提案している点は注目を集めた。オア氏は、その後 1 ヶ月間、水面下で債権者との交渉を行ったが、ほとんど進展が見られなかった。

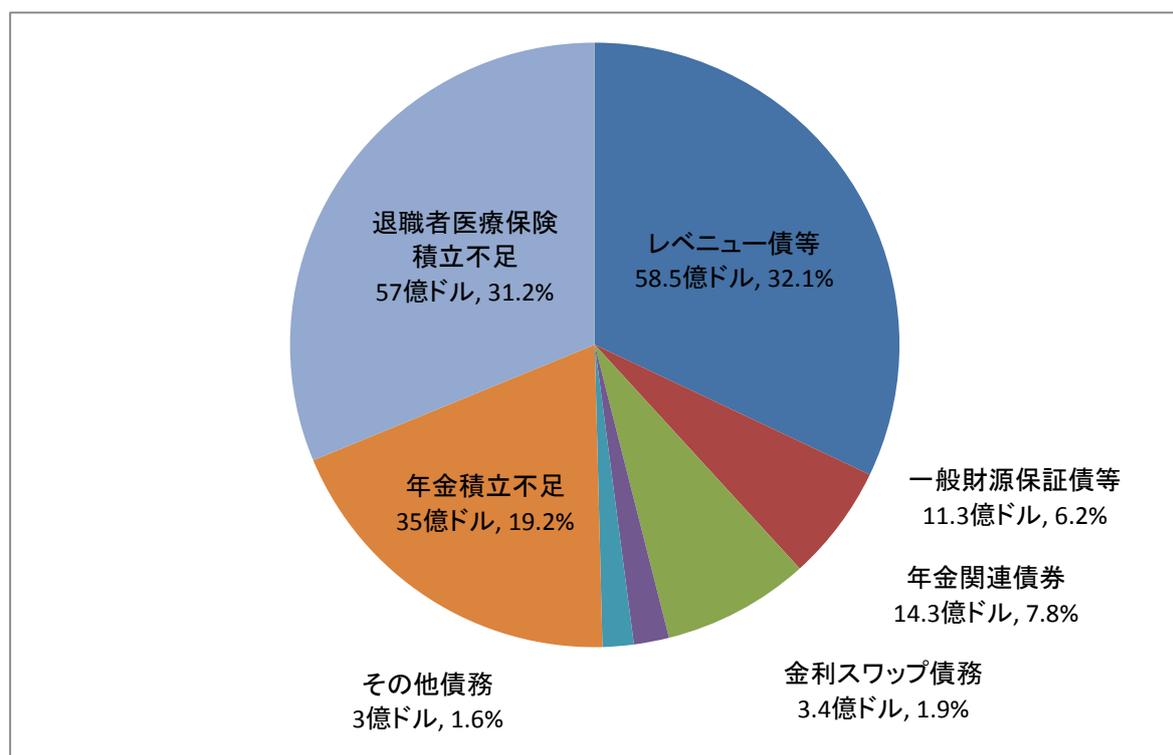
¹⁸ 地方財政安定・選択法は、地方政府・学校区財政説明責任法が 2012 年 11 月の住民投票によって廃止されたことを受け、それに代わるものとして、スナイダー知事のイニシアチブにより同年 12 月に制定されたものである。

¹⁹ 実際には、オア氏の就任直後から、日常的な行政運営にかかる権限は市長・市議会に委ねられており、その後も段階的に市長・市議会への権限委譲が拡大された。

²⁰ 地方財政安定・選択法の制定経緯やその特徴、同法に基づく緊急事態管理官の権限については、犬丸 (2015a) を参照されたい。

²¹ City of Detroit (2013a).

図表6 デトロイト市の負債内訳



(出所) City of Detroit (2013a), p. 23 より、作成

(2) 米国史上最大の自治体破産

2013年7月16日、オア緊急事態管理官は、州知事に連邦破産法第9章に基づく破産申請を行うことの承認を求めた。同月18日、州知事は、破産申請なしでデトロイト市の財政問題に対処することは不可能であるとし、最後の手段としての破産申請を承認した²²。

同日(7月18日)、州知事の承認を得たオア緊急事態管理官は、連邦破産裁判所に対して、デトロイト市の破産申請を行った²³。市の抱える負債は180億ドルを超え、負債規模において米国史上最大の破産申請となった(図表7参照)。

図表7 過去の自治体破産における負債規模等

団体名	負債規模 (概算)	影響人口	申請年
ミシガン州デトロイト市	180 億ドル	70.1 万人	2013
アラバマ州ジェファーソン・カウンティ	42 億ドル	65.9 万人	2011
カリフォルニア州オレンジ・カウンティ	20 億ドル	240 万人	1994
カリフォルニア州ストックトン市	10 億ドル	29.2 万人	2012
カリフォルニア州サンバーナーディーノ市	4.92 億ドル	21.3 万人	2012
カリフォルニア州バレホ市	1.75 億ドル	11.6 万人	2008

(出所) New York Times, "Detroit's Bankruptcy Is the Nation's Largest", July 18, 2013.

²² Snyder (2013c).

²³ City of Detroit (2013b).

3 地方債市場への影響²⁴

(1) 地方債市場全般の反応

デトロイト市の破産申請は既に予想されていたことでもあり、ミシガン州内の発行体には一定の影響が生じたものの、米国地方債市場全般としては特段の混乱はなく、比較的冷静に受け止められた。江夏(2013)は、その理由として、「(1) デトロイト市がすでに 2013 年 6 月 14 日に COPs(筆者注:年金関連債券)に関するデフォルトを起こしていたこと、(2) デトロイト市の格付けも既に大幅に引き下げられていたこと、(3) デトロイト市債の約 79% (残高ベース) は、モノライン保険会社による保証が付与されていること」の 3 点を指摘している(185 頁)。

しかし、冷静な受け止めは決して無関心を意味するものではなく、地方債市場関係者はこれまで安全資産とみなされてきた一般財源保証債の取扱いに大きな関心と懸念を表明した。例えば、有力業界団体である米国証券業金融市場協会(SIFMA: Securities Industry and Financial Markets Association)は、破産申請と同日に州知事及び州財務長官宛ての書簡を發出し、デトロイト市が一般財源保証債の大幅な元本削減を行おうとしていることに関して、ミシガン州内の自治体の資金調達コストの上昇など重大な悪影響をもたらす可能性があるかと警告した²⁵。

(2) ミシガン州内の発行体への影響

デトロイト市の破産申請の結果、ミシガン州内の他の自治体や学校区には、地方債の発行延期やより高い利率の支払いを余儀なくされるなど、一定の影響が生じた。

例えば、ジェネシー・カウンティは 2013 年 8 月 1 日に 53 百万ドルの地方債発行を予定していたが、提示した条件での買い手が見つからず、発行延期を余儀なくされた²⁶。同月 5 日には、バトルクリーク市が不要なコストを避けるため、16 百万ドルの地方債発行を延期した²⁷。同月 8 日には、サギノー・カウンティが 60 百万ドルの地方債発行を試みたが、条件が折り合わず、発行を延期した²⁸。同月 14 日には、イプシランティ学校区が 18.7 百万ドルの地方債の発行条件を決定したが、このうち 10 年債の利回り 4.29%は同様の格付けの 10 年債よりも 0.75%高い利回りであった²⁹。

その後、9 月に入り、バトルクリーク市とジェネシー・カウンティが相次いで、前月に発行を延期した地方債の条件決定を行った。このうち、同カウンティでは 10 年債の利回りが 4.03%、同様の格付けの 10 年債よりも 0.16%高い利回りにとどまり、8 月の発行を延期したことにより数百万ドルの節約ができたという³⁰。

²⁴ 詳しくは、犬丸(2014a)を参照されたい。

²⁵ Hammerman(2013)。

²⁶ Wall Street Journal, “Michigan County Pulls Bond Offering”, August 1, 2013.

²⁷ Wall Street Journal, “Battle Creek, Mich., Delays Bond Sale”, August 5, 2013.

²⁸ Wall Street Journal, “Michigan's Saginaw County Postpones Debt Sale”, August 8, 2013.

²⁹ Wall Street Journal, “Muni Investors Make Michigan Pay”, August 14, 2013.

³⁰ Bloomberg, “Michigan Cities Gaining After Detroit Breaks Pledge: Muni Credit”。

残るサギノー・カウンティは、延期していた地方債発行を2014年1月に行った。同月にはミシガン州内の多くの学校区等が地方債を発行しており、破産申請から半年を経て、同州内の発行体にとって比較的落ち着いた環境が戻ったことがうかがえる。ただし、デトロイト市の破産申請の影響がなくなったわけではなく、例えば同市から14キロ西に位置するディアボーン学校区は68百万ドルの地方債を発行したが、そのうち10年債の利回りは3.4%であり、ベンチマークとなる地方債よりも0.71%高い利回りを求められた³¹。

September 19, 2013.

³¹ Bloomberg, “Detroit Plan Revives Investor Scrutiny of Michigan: Muni Credit”, February 7, 2014.

第2章 連邦破産法第9章の概要

第1節 連邦破産法の概要

連邦破産法は、合衆国憲法において全米に適用される統一的な破産法の制定が連邦議会の立法権限とされたことを受け³²、連邦法として制定されたものである。現行の連邦破産法は、その前身である1898年の旧連邦破産法が1978年に全面的に改正され、その後も数次にわたる改正が加えられたものである。

連邦破産法はいくつかの種類の破産手続きを定めているが、最も有名なものは民間企業の再建型破産手続きを定める第11章（チャプターイレブン）であろう。オア氏自らが携わった2009年のクライスラーの再生案件も同章の規定によるものである。このほか、第7章では民間企業の清算型破産手続き、第9章では自治体の破産手続き、第12章では家族経営の農業・漁業の破産手続き、第13章では個人の破産手続きを定めている。

連邦破産法第9章は、一般的には第7章や第11章と同じく「破産（Bankruptcy）」という言葉で説明されるが、法律上の名称は第7章が「清算（Liquidation）」、第11章が「再建（Reorganization）」であるのに対し、第9章は「自治体の債務調整（Adjustment of Debts of a Municipality）」とされている。第9章においてはその名のとおり、自治体の存続及び事務事業の継続を前提として、債務調整の手続きが定められている。再建型破産手続きという点では第11章と類似しているが、後述する合衆国憲法上の要請により、民間企業の破産手続きとは異なる部分も多い。

第2節 連邦破産法第9章の概要

1 制定・改正経緯

連邦破産法第9章の自治体破産手続きは、1929年から1933年にかけて発生した大恐慌の影響により、財政危機に陥った自治体や特別区などの救済策として、1934年に暫定的緊急措置として制定された。

1936年には、同法が州の主権を侵害するとして連邦最高裁判所から違憲判決が下されたが、当該判決を踏まえ、1937年に州の主権をより尊重する表現を盛り込んだ新たな暫定法が制定された。その後、二度にわたって期限が延長された後、1946年には恒久法となり、1976年、1988年、1994年の法改正などを経て、現在に至っている³³。

制定当初の連邦破産法第9章は、小規模な自治体や特別区を念頭に置いており、破産申請を行う時点で債権者の51%の同意を得ている必要があった。1975年にはニューヨーク市

³² 合衆国憲法第1章第8条第4項において、連邦議会の立法権限の一つとして、「統一的な帰化に関する規則、および合衆国全土に適用される統一的な破産に関する法律を制定する権限。」が規定されている。邦訳はアメリカンセンター J A P A N のウェブサイト (<http://americancenterjapan.com/aboutusa/laws/> (最終閲覧日2016年6月30日。以下同じ)) による (以下同じ)。

³³ 自治体国際化協会 (2008)、15-17頁。

が財政危機に陥ったが、同市のように多数の債権者を抱える大規模自治体にとって、同章に基づく破産申請を行うことは事実上不可能であった。このため、連邦政府は1976年に債権者の事前同意の要件を大幅に緩和する法改正を行った。これにより、大規模な自治体による破産申請が容易となったことが、後のデトロイト市の破産申請につながった。

以下では、連邦裁判所事務局が作成した解説資料に基づき、連邦破産法第9章の概要を紹介する³⁴。

2 破産手続きの流れ

連邦破産法第9章の破産手続きは、①自治体による破産申請、②連邦破産裁判所による破産適格性の審査・承認、③自治体による債務調整計画案（*plan for the adjustment of debts*）の提出と債権者投票の実施³⁵、④連邦破産裁判所による債務調整計画案の審査・承認、⑤債務調整計画の発効、という流れで進行する。

債務調整計画とは、破産申請した自治体の債務（元本・利子）の削減や償還期限の延長などを盛り込んだ計画であり、当該計画の発効によって、破産手続きが終了する。

3 破産手続き中の自治体の保護

自治体の破産申請と同時に、当該自治体には債務者としての保護が与えられ、債権者は自動的に債権の回収を行うことができなくなる。これを自動停止（*automatic stay*）と呼ぶ。ただし、レベニュー債のように特定の財源により償還が担保された債権については、担保とされた特定財源がある限り、破産手続き中であっても債務の支払いを継続しなければならない。

連邦破産法第9章では、自治体に対する州の主権を規定した合衆国憲法修正第10条との整合性を保つため³⁶、連邦破産裁判所が破産申請をした自治体の政治的・行政的権限に干渉することや、当該自治体の資産や歳入に干渉することを禁止している（同法第904条）。この結果、破産申請をした自治体は、破産手続き中であっても連邦破産裁判所の承認なしで、日々の行政運営を行い、そのために必要な支出や借入れを行うことができるほか、弁護士等の専門家を雇うことができる。この点では、民間企業の破産手続きと比べ、連邦破産裁判所の権限が制限されており、債務者である自治体の自由度が大きい。

4 破産適格性の審査

自治体が破産申請をして連邦破産法第9章の適用を受けるためには、同章に定められた破産適格性（*eligibility*）として、以下の5つの要件を満たす必要がある。

³⁴ *Administrative Office of the United States Courts (2011), pp.49-56.*

³⁵ 債務調整計画案は、破産申請と同時に連邦破産裁判所に提出することもできる。

³⁶ 合衆国憲法修正第10条は、「この憲法が合衆国に委任していない権限または州に対して禁止していない権限は、各々の州または国民に留保される。」と規定しており、かつ、同憲法には自治体に関する規定が一切置かれていないことから、自治体に関する権限は州の主権として留保されている。

要件 1 : 申請者が自治体 (municipality) であること³⁷。

要件 2 : 当該自治体の破産申請が、州法又は州法により授権された州当局により、明示的に承認されていること³⁸。

要件 3 : 当該自治体が支払い能力のない状態 (insolvent) であること。

要件 4 : 当該自治体自らが債務調整を行うことを望んでいること。

要件 5 : 当該自治体と債権者の関係が以下のいずれかに該当すること。

- (a) 各債務グループから、金額にして2分の1以上の債権者の同意を得た場合。
- (b) 債権者と誠実に交渉したが、債権者の同意を得ることができなかった場合。
- (c) 債権者と交渉することが非現実的なため、債権者との交渉ができない場合。
- (d) 債権者の一部が債権の先取りを企てる可能性があると思える合理的な理由がある場合。

連邦破産裁判所は、破産申請をした自治体と異議申立てをした債権者らの双方の主張を聴取した上で、当該自治体が上記の5要件を満たしているかどうかを審査する。審査の結果、破産適格性があると判断された場合、当該自治体には、債務調整計画を策定するまでの間、連邦破産法第9章に基づく保護が与えられることになる。逆に、破産適格性がないと判断された場合、当該破産申請は棄却される。

5 債務調整計画案の提出と債権者投票

破産申請をした自治体は、破産申請と同時に、あるいは連邦破産裁判所が定めた期限までに、債務調整計画案を提出しなければならない。当該計画案では、当該自治体が抱える債務をいくつかのグループに分類した上で、それぞれの債務グループ毎に、債務の返済の程度及び方法を定めることになる。なお、連邦破産法第11章の民間企業の再建型破産手続きでは、破産申請から一定期間が経過すると債権者も再建計画案を提出できるが、第9章の手続きにおいて債務調整計画案を提出することができるのは、破産申請を行った自治体だけである。これも、連邦破産裁判所が破産申請をした自治体の政治的・行政的権限に干渉しないようにするための措置である。

債務調整計画案を作成した自治体は、債権者が当該計画案の是非を判断するために十分な情報を盛り込んだ情報開示書 (disclosure statement) を作成しなければならない。連邦破産裁判所から情報開示書が十分な情報を備えているとの承認が得られれば、当該自治体は債権者に対して債務調整計画案への投票を求める。債権者投票の結果は、同裁判所が債務調整計画案の審査を行う上で、重要な判断材料となる。

³⁷ ここでいう「自治体 (municipality)」には、シティ、ヴィレッジ、カウンティ、タウン、タウンシップ、学区、特別区などのすべての地方政府と使用料等により運営される各種公社 (道路公社、ガス公社等) が含まれる。

³⁸ 州による「明示的な承認」という要件は、1991年にコネチカット州ブリッジポート市が州の反対にもかかわらず破産申請を行ったことを契機として、1994年の法改正により追加された (自治体国際化協会 (2008)、16-17頁)。

6 債務調整計画の審査

連邦破産裁判所は破産自治体が作成した債務調整計画案を審査し、以下の7つの基準を満たしていると判断した場合、これを承認しなければならない。

基準1：当該計画案が債務調整の対象としているすべての債務グループから当該計画案への同意を得ていること（個々の債務グループ毎に、数にして2分の1以上、金額にして3分の2以上の債権者から同意を得ていること）。

ただし、債務調整の対象となる債務グループのうち少なくとも一つの債務グループが当該計画案に同意している場合で、かつ、当該自治体の要請があった場合、連邦破産裁判所は当該計画案が公正・公平（fair and equitable）で、不当差別（unfair discrimination）がないものであれば、クラムダウン条項により承認することができる³⁹。

基準2：当該計画案が連邦破産法第9章の規定に適合していること。

基準3：当該自治体が破産手続きに関して支払う費用が完全に情報開示されており、かつ、合理的な水準であること。

基準4：当該自治体が当該計画案を実行することが、いかなる法令にも抵触しないこと。

基準5：債権者が同意した場合を除き、同じ債務グループに分類した債権者に対して、同じ取扱いを定めること。

基準6：当該計画案を実行するために当局又は有権者による承認が法令上必要とされている場合には、その承認が既に得られているか、あるいはその承認が得られることが条件となることが明示されていること。

基準7：当該計画案が債権者の最善の利益（best interests of creditors）に適い、かつ、実行可能性（feasibility）があること。

基準1にあるとおり、原則として、すべての債務グループから債務調整計画案への同意を得ることが必要であるが、個々の債務グループにおいて、債権者数にして2分の1未満、債権金額にして3分の1未満の債権者が反対していても、グループ全体としては同意したものと扱われる。また、基準1のただし書きにあるとおり、少なくとも一つの債務グループが計画案に同意している場合には、反対している債務グループがあっても、連邦破産裁判所は当該計画案を承認することができる。このように、一部の債権者が反対していても、連邦破産裁判所が債務調整計画を承認した場合は、反対していた債権者に対しても、当該計画に定められた債務削減等が強制的に適用される。

連邦破産裁判所は、債務者である自治体と異議申立てをした債権者らの双方の主張を聴取した上で、当該計画案が上記の基準を満たしているかどうかを審査する。連邦破産裁判所が当該計画案を承認すれば、それが債務調整計画として確定する。当該計画の中で定められた要件が満たされた時点で、当該計画が発効し、破産手続きが終了する。

³⁹ クラムダウン（cram down）とは、無理やり押し付けるという意味。ここでは他の債務グループの反対を押し切って、債務調整計画を確定させることをいう。

第3章 破産手続きの経過⁴⁰

第1節 破産適格性の審査・承認

デトロイト市の破産申請後の最初のポイントは、連邦破産裁判所における破産適格性の審査であった。年金受給者、年金基金、労働組合などは、破産申請によって公務員年金が債務調整の対象とされたことに強く反発し、同市の破産適格性に対する異議申立てを行った。

結論としては、2013年12月3日、ミシガン州東部地区連邦破産裁判所のスティーブン・ローズ (Steven Rhodes) 判事は、同市の破産適格性を認めるとともに、同市職員の年金について、公務員年金を保護する州憲法の規定にかかわらず、連邦破産法の手続きの下では、年金の削減が可能である旨の判決を下した⁴¹。

この判決に対して年金基金や労働組合から直ちに控訴がなされたが、ローズ判事は自らが指名したジェラルド・ローゼン調停人 (連邦地方裁判所の首席判事) による市と債権者の調停を優先すべきとの考えを示した⁴²。結果として、控訴審の審理は先送りされ、同市の破産手続きが進行することとなった。

第2節 債務調整計画案の作成・改訂

1 債務調整計画案の作成・改訂

破産手続きの次なるポイントは、債務調整計画案の作成であった。デトロイト市は、債権者との交渉と並行して計画案の作成に取り組み、2014年2月21日に連邦破産裁判所に対して、「債務調整計画案 (第1版)」⁴³及びその裏付けとなる詳細なデータを示した「情報開示書 (第1版)」⁴⁴を提出した。ただし、この時点では、市と債権者との交渉がまとまっておらず、市の計画案を明示的に支持する債権者グループは一つも存在しなかった。

市は、その後もローゼン調停人の仲立ちの下で債権者との交渉を行い、債権者と合意に達する都度、その内容を反映させるために計画案を改訂するという作業を繰り返した。3月31日、4月16日、4月25日、5月5日と4回にわたる計画案の改訂を行い、この時点で「債務調整計画案 (第5版)」⁴⁵及び「情報開示書 (第5版)」⁴⁶を提出した。

2 債権者投票の実施と更なる計画改訂

破産手続きの次なるポイントは、債務調整計画案への賛否を問う債権者投票の手続きであった。その実施のためには連邦破産裁判所の承認が必要であったが、ローズ判事は2014

⁴⁰ 詳しくは、犬丸 (2014-2016) を参照されたい。

⁴¹ Rhodes (2013a), pp. 75-80.

⁴² Rhodes (2013c).

⁴³ City of Detroit (2014a).

⁴⁴ City of Detroit (2014b).

⁴⁵ City of Detroit (2014i).

⁴⁶ City of Detroit (2014j).

年5月5日、デトロイト市が同日提出した「情報開示書（第5版）」には債権者が計画案への賛否を検討するための十分な情報が盛り込まれているとの判断を示し、「債務調整計画案（第5版）」に対する投票手続きの開始を承認した⁴⁷。

これを受け、市は同月12日から債権者に対する投票用紙の発送を開始した。債権者には60日間の考慮期間が与えられ、投票締切りは7月11日とされた。

同月21日に連邦破産裁判所に提出された投票結果は、事前に市と合意に達していた債権者は賛成票を投じ、市との交渉が継続中であった債権者は反対票を投じるといふ、概ね予想どおりの結果となった。ただし、年金や退職者医療保険の削減に関しては、市と合意に達した年金基金や退職者組合には投票権がなく、受給資格を有する個々の退職者等に投票権があるため、その投票結果が注目された。結果としては、年金・退職者医療保険とも多数の賛成票が投じられ、市の計画案に対する同意が得られた⁴⁸。

一方、債権者投票手続き開始後も、調停人の仲立ちの下で、市と債権者の交渉が継続された。市は、債権者との新たな合意を踏まえて、2014年7月25日と同年8月20日に計画改訂を行い、この時点で「債務調整計画案（第7版）」⁴⁹を連邦破産裁判所に提出した⁵⁰。

第3節 債務調整計画案の審査・承認と計画発効

破産手続きの最後のポイントは、連邦破産裁判所における債務調整計画案の審査であった。デトロイト市の場合は、大口債権者である地方債保険会社（モノライン保険会社）2社が同市の計画案に強硬に反対している状況の中、2014年9月2日から「債務調整計画案（第7版）」に対する審査が開始された。

その後、連邦破産裁判所における審査と並行して、裁判外で行われた和解交渉により、市と地方債保険会社2社との合意が相次いで成立し、同年9月16日と10月22日に計画案が改訂された。この結果、「債務調整計画案（第9版）」⁵¹に対してすべての主要債権者が同意している状態で、同月27日に連邦破産裁判所の審査が終結した。

同年11月7日、ローズ判事は、最終的な審査対象となった「債務調整計画案（第9版）」を承認する判決を下した⁵²。当該計画では、図表8に示したとおり、市の債務を17グループに分類している。市はすべての主要債権者から同意を取り付けたものの、グループ14の「その他の無担保債権」及びグループ15の「少額無担保債権」の2グループが最後まで計画に反対したため⁵³、計画の承認に当たってはクラムダウン条項が発動された。

⁴⁷ Rhodes (2014a).

⁴⁸ Paque (2014).

⁴⁹ City of Detroit (2014m).

⁵⁰ 債権者投票終了後は、情報開示書の更新は行われていない。

⁵¹ City of Detroit (2014p).

⁵² Rhodes (2014b).

⁵³ 「その他の無担保債権」は他のグループに属しない無担保債権のうち2万5千ドル超のもの、「少額無担保債権（原文では Convenience Claim）」は他のグループに属しない無担保債権のうち2万5千ドル以下のものをそれぞれ集めて、1つの債務グループとしたもの。

同年 12 月 10 日には市が当該計画の発効を告知し⁵⁴、1 年 5 か月にわたる破産手続きが終了した。

図表 8 デトロイト市の債務調整計画における債務回復率及び債権者投票結果

	債務グループ		回復率	賛成投票率		計画への態度
				人数	金額	
担保付債権	1	上下水道レベニュー債等	100%	—	—	—
	2	州政府分配金債	100%	—	—	—
	3	その他の担保付債権	100%	—	—	—
	4	連邦住宅・都市開発省関連債権	100%	—	—	—
	5	金利スワップ債権	30%	100%	100%	同意
	6	駐車場レベニュー債	100%	—	—	—
無担保債権	7	制限付一般財源保証債	41%	62.98%	83.39%	同意
	8	無制限一般財源保証債	74%	87.26%	97.35%	同意
	9	年金関連債券	13%	92.50%	96.61%	同意
	10	警察・消防職員年金	(59%)	82.17%	82.10%	同意
	11	一般職員年金	(60%)	73.15%	72.94%	同意
	12	退職者医療保険	10%	88.25%	84.62%	同意
	13	ダウンタウン開発公社関連債権	(11%)	100%	100%	同意
	14	その他の無担保債権	13%	48.95%	42.51%	拒否
	15	少額無担保債権	25%	44.74%	42.08%	拒否
	16	劣後債権	0%	—	—	—
	17	第 36 地方裁判所関連債権	33%	100%	100%	同意

(注) 1. 上表の数値は、原則として 2014 年 12 月 31 日の連邦破産裁判所ローズ判事の補足意見 (Rhodes (2014d)) に基づく。

2. 「警察・消防職員年金」及び「一般職員年金」の回復率は、2014 年 5 月 5 日の「情報開示書 (第 5 版)」 (City of Detroit (2014j)) に基づくが、その後、市が実際の返済率は 9～21%の範囲内であると主張を改めたため、カッコ書きとした。

3. 「ダウンタウン開発公社関連債権」の回復率は、2014 年 10 月 22 日の「債務調整計画 (第 9 版)」 (City of Detroit (2014p)) に基づき、筆者が試算した概算値であるためカッコ書きとした。

4. 「劣後債権」については債権者投票が行われず、計画を拒否したものとみなされる。

(出所) 上記の注に記載した資料より、作成

⁵⁴ City of Detroit (2014r).

第4章 債務調整計画の概要

第1節 金融関連債務の取扱い

1 レベニュー債の取扱い

デトロイト市のレベニュー債は、破産申請時点の債務残高が58.5億ドル、債務全体の約3割を占める巨額の債務であり、そのほとんどが上下水道事業関連、ごく一部が駐車場事業関連である。レベニュー債は料金収入が償還財源として特定されているため、連邦破産法第9章の手続きにおいては担保付債権（secured claims）に分類され、無担保債権（unsecured claims）よりも手厚く保護される。

市は、上下水道レベニュー債について、新たな債券との交換により、元本は100%維持しつつ利率を引き下げる提案をしていたが、2014年7月の債権者投票では大半の債権者に拒否された。このため、市と債権者が交渉を続けた結果、市が上下水道レベニュー債の公開買付けを実施することで合意に達した。これは、市が過去の比較的利率が高い時期に発行した既発債を買い取る（繰上償還する）一方で、その買取資金は現在の低金利で新規のレベニュー債を発行して調達することにより、市の金利負担を減少させるという仕組みである。ただし、公開買付けに応じるかどうかは任意であるため、保有者の動向が注目されたが、結果的には対象となるレベニュー債約52億ドルのうち、金額にして3割弱の約15億ドルの保有者が公開買付けに応じた⁵⁵。これにより、市は2.4億ドルの金利負担を軽減できる見通しとなった⁵⁶。

一方、公開買付けに応じなかったレベニュー債については、債務調整の対象外とし、元利とも100%返済することで決着した。

2 一般財源保証債の取扱い

(1) 州政府分配金債

デトロイト市の一般財源保証債は、破産申請時点の債務残高が11.3億ドル、債務全体の6%を占める債務である。債務調整計画では、償還財源の性質によって担保付債権と無担保債権に分類され、取扱いが大きく分かれた。

一般財源保証債のうち担保付債権に分類されたのが州政府分配金債（Distributable State Aid Bond）である。これは、市の財政危機が表面化していた2010年以降に複数回にわたり発行されたもので、その特徴は、州が交付する売上税分配金を市の会計を通さずに直接、当該地方債の受託銀行の口座に収納し、そこから元利償還を行う仕組みを構築したことである⁵⁷。一般財源保証債の一種であるが、売上税分配金が償還財源として特定されているため、前述のレベニュー債とともに担保付債権に分類された。

⁵⁵ City of Detroit (2014n).

⁵⁶ Bloomberg, “Detroit Water Board Approves Buying Back \$1.47 Billion Bonds”, August 23, 2014.

⁵⁷ 江夏 (2014)、3頁。

(2) 無制限一般財源保証債

デトロイト市の債務調整計画では、州政府分配金債以外の一般財源保証債はすべて無担保債権に分類され、さらに無制限一般財源保証債（UTGO: Unlimited Tax General Obligation Bond）と制限付一般財源保証債（LTGO: Limited Tax General Obligation Bond）とに区別され、異なる債務返済率が定められた。

無制限一般財源保証債と制限付一般財源保証債は、いずれも発行体の課税権を含む全信用力によって償還が保証されたものである。ミシガン州の場合は州法において、無制限一般財源保証債の発行は住民投票による承認が義務付けられており、発行体は元利償還を行うために必要な限り、「無制限」に課税（増税）を行うことが義務付けられている⁵⁸。これに対し、制限付一般財源保証債の発行に住民投票は必要なく、発行体は元利償還を行うために必要な税収を予算の中で最初に確保することが義務付けられているものの、州憲法、州法又は自治憲章に定められた課税制限を超えて課税（増税）を行うことはできないという「制限付」である⁵⁹。

無制限一般財源保証債は、課税権の無制限行使という強固な裏付けを持った地方債であり、これまでは国債に次ぐ安全資産であると考えられてきた。しかし、市は、当該地方債を無担保債権であると主張し、2014年2月の当初計画案では、他の無担保債権と一律に80%の元本削減を提案した。これに対し、当該地方債を保証している地方債保険会社は、当該地方債には州法の規定に基づき財産税に対する先取特権が付与されており、担保付債権に分類すべきだと主張し、市と訴訟で争っていた。

結論としては、調停人を仲立ちとする交渉により、同年4月に元本の74%返済（26%削減）という内容で合意に達し、債権者投票でも承認された。当該地方債には100%の保証が付されているため、実際の保有者は今後も地方債保険会社から発行当初の予定通り100%の元利償還を受けることになる⁶⁰。

市の債務調整計画案を承認した2014年11月7日の判決（以下「2014年11月の判決」という。）において、ローズ判事は、市が無制限一般財源保証債が無担保債権か担保付債権かを訴訟で最後まで争えば、勝訴する確率は五分五分である一方、敗訴した場合は財産税の一部を失うためその影響は深刻であると指摘した上で、74%返済という合意は妥当な合意の幅の中のおそらく上限に近いが、妥当な合意の中に納まっていると判断し、当該合意を承認した⁶¹。

(3) 制限付一般財源保証債

デトロイト市は、制限付一般財源保証債についても無担保債権であると主張し、2014年2月の当初計画案では80%の元本削減を提案していた。これに対し債権者は、当該地方債は州法により、元利償還に必要な税収を予算の中で最初に確保することが義務付けられているため、担保付債権として取り扱うべきであると主張した。

⁵⁸ Rhodes (2014d), p. 51.

⁵⁹ Rhodes (2014d), pp. 56-57.

⁶⁰ Bond Buyer, “Detroit ULTGO Settlement May Echo Elsewhere”, April 10, 2014.

⁶¹ Rhodes (2014b), pp. 15-16.

市と債権者の交渉は難航したが、同年6月には大口債権者である地方債保険会社等と合意に達した。翌7月に提出された「債務調整計画案（第6版）」⁶²によれば、市は、当該地方債の元本を少なくとも34%返済（最大66%削減）し、年金関連債券の訴訟の行方次第で、返済率を最大53%まで引き上げることとした⁶³。最終的には、年金関連債券に関する合意を反映した結果、返済率は41%（59%削減）で確定した。

2014年11月の判決において、ローズ判事は、制限付一般財源保証債が無担保債権か担保付債権かを訴訟で争えば、市が勝訴する確率はおそらく75%であると指摘した上で、41%返済という合意は妥当であると判断した⁶⁴。

3 年金関連債券の取扱い

デトロイト市は、積立不足を抱えていた年金基金への支払いに充てるため、2005年と2006年に計14.4億ドルの年金関連債券(COP: Certificates of Participation)を発行した。当時、市は、州法で定められた財産税評価額の10%以内という起債限度額のため、自ら地方債を発行することができなかったことから、別法人を設立し、当該法人を通じて債券発行を行うという複雑な手法を用いた⁶⁵。

しかしながら、オア緊急事態管理官は、2014年1月に年金関連債券の発行が州法の起債制限を迂回した違法かつ無効なものであったと主張し、市が当該債券の返済義務を負わないことの確認を求めて、連邦破産裁判所に提訴した⁶⁶。

市は、年金関連債券を無担保債権に分類し、かつ、その違法性を前提として元本の90%~100%削減する案を債権者投票にかけたが、投票したすべての債権者から拒否された。年金関連債券の大半を保証又は保有していた地方債保険会社のシンコラ及びFGICの2社は、市の計画案に強硬に反対していたが、最終的には市との合意に達した。年金関連債券の返済率を13%（87%削減）とするほか、両社に市内のインフラ運営権や不動産開発権を付与することで決着した⁶⁷。

4 金利スワップ契約の取扱い

デトロイト市は、上記の年金関連債券の金利を抑えるために変動金利として発行した上で、将来の金利上昇リスクをヘッジするため、大手金融機関2行と金利スワップ契約を締結していたが、2008年以降の金利低下により、逆に銀行側に対して毎年数千万ドルもの支払い義務を負うこととなった。当該契約の解約費用は破産申請時点で3.4億ドルと見込まれており、市にとっては解約費用の減額交渉が喫緊の課題であった。

市は、破産申請前から銀行側との交渉を行い、2013年7月には解約費用として2.3億ドルを支払うことで合意に達したが、他の債権者から異議申立てがなされ、ローズ判事から

⁶² City of Detroit (2014k).

⁶³ Bond Buyer, “Detroit Deal Gives LTGO Creditors Say in COPs Litigation”, July 28, 2014.

⁶⁴ Rhodes (2014b), pp. 16-17.

⁶⁵ Rhodes (2013a), p. 11; Rhodes (2014d), pp. 59-60.

⁶⁶ Rhodes (2014d), pp. 60-61.

⁶⁷ Rhodes (2014b), pp. 17-20.

銀行側との再交渉を促された。同年12月には調停人の仲立ちの下、解約費用を1.65億ドルまで引き下げるという2回目の合意に達したが、同判事から金額が高すぎるとして再交渉を求められた。2014年3月になされた3回目の合意では、この時点における本来の解約費用2.88億ドルに対して、市が支払う金額を0.85億ドル、返済率にして30%まで引き下げた結果、ようやくローズ判事から承認が得られた⁶⁸。

第2節 職員関連債務の取扱い

1 年金の取扱い

デトロイト市の破産手続きにおいては、市の債務の半分を占める年金及び退職者医療保険の積立不足（未積立債務）の取扱いが大きな争点となった。破産申請時点の年金の積立不足額は35億ドル、債務全体の約2割を占めていた。

ミシガン州では、州憲法において公務員年金の削減が明示的に禁止されているが、2013年12月の連邦破産裁判所の判決では、州憲法上、公務員の年金は契約として保護されているに過ぎず、連邦破産法の下では他の契約に基づく債務と同様に、年金の削減も可能であるという判断が下された⁶⁹。

当該判決を踏まえ、2014年2月の当初計画案では、一般職員年金は年金額の26%~34%の削減、警察・消防職員年金は年金額の4%~10%の削減を行う提案がなされた。これに対し、年金受給者や年金基金は強く反発した。

その後、次項で述べるグランド・バーゲンのおかげで、年金額の削減率を大幅に緩和することが可能となり、同年4月に一般職員年金については年金額の4.5%削減及び年2.25%の生計費調整措置（COLA: Cost of Living Adjustment）の廃止、警察・消防職員年金については年金額を削減せず、年2.25%の生計費調整措置を年1%まで削減、という内容で年金基金との合意に達した。この合意を盛り込んだ債務調整計画案は債権者投票で承認され、2014年11月の判決では当該合意の妥当性が承認された⁷⁰。

なお、市は年金債務の返済率について、2014年5月の「情報開示書（第5版）」では60%程度（40%程度削減）と推定していたが、その後、実際の返済率は9~21%（79~91%削減）の範囲内であると主張を改めた。これに対し、ローズ判事は、年金債務の返済率がいずれであっても判決の結論は変わらないとし、返済率に関する判断を示していない⁷¹。

2 グランド・バーゲンによる美術館と年金受給者の救済

デトロイト市の破産手続きでは、FGICなどの債権者がデトロイト美術館の所蔵品の売却を強硬に主張し、その行方が注目されていた。同美術館は、ゴッホの絵画など多くの著名な美術品を所蔵する全米有数の美術館の一つであり、所蔵品の価値は数十億とも言わ

⁶⁸ Rhodes (2014d), p. 70.

⁶⁹ Rhodes (2013a), pp. 75-80.

⁷⁰ Rhodes (2014b), pp. 4-7.

⁷¹ Rhodes (2014d), pp. 170-172.

れていた⁷²。一方、同市の年金受給者は、大幅な年金削減による生活の困窮が見込まれていた。このような状況の中、美術館と年金受給者を同時に救済するアイデアとして、ローゼン調停人が提案し、その実現に奔走したのがグランド・バーゲン（Grand Bargain）である。

これは、美術館をデトロイト市から独立した団体に移行させることを条件に、フォード財団などの民間慈善団体が3.66億ドル、州が3.5億ドル相当を拠出し⁷³、美術館自身も1億ドルの寄付金集めを行い、20年間で合計8.16億ドル相当を市の年金基金に拠出し、美術館と年金受給者を同時に救済するという合意である⁷⁴。なお、デトロイト周辺には自動車関係を中心に多くの日系企業が立地しているが、美術館の1億ドルの寄付金集めに協力するため、2014年8月にトヨタ自動車が100万ドル、同年11月にはデンソー、アイシン等日系企業21社が約217万ドルの寄付を表明している⁷⁵。

グランド・バーゲンにより、年金の削減率が大幅に緩和された結果、年金受給者の大半が市の債務調整計画案の賛成に回り、市の破産手続きの早期終了につながった。一方で、この合意は美術館から得られる資金を年金受給者という特定の債権者だけに配分するものであり、地方債市場関係者からは評判が悪い。これに対し、2014年11月の判決において、ローズ判事は、美術館の所蔵品は信託されたものであり、市はそれを売却することができないという州司法長官及び美術館の主張は、売却が可能であるとする債権者の主張にほぼ確実に勝るであろうなどと指摘し、グランド・バーゲンの妥当性を承認した⁷⁶。

3 退職者医療保険の取扱い

デトロイト市の退職者医療保険は、破産申請時点の積立不足（未積立債務）が57億ドル、債務全体の約3割を占める巨額の債務であるが、年金と異なり、州憲法による保護がないため、大幅な債務削減がなされた。

同市は、新たに創設する福利厚生会に4.9億ドルを拠出する代わりに、退職者医療保険の提供を廃止することで、退職者委員会との合意に達し、債権者投票でも承認された。福利厚生会は、市からの拠出金を原資として、退職者に給付金を支払う予定である。最終的に、退職者医療保険の債務額は43億ドルとされ、債務返済率は10%とされた⁷⁷。

⁷² デトロイト美術館の所蔵品については、3回の鑑定が行われた。2013年12月の1回目の鑑定では、市が自ら購入した約2,800点の所蔵品の価値は4.54億～8.67億ドルであると推計された（Christie's (2013)）。2014年7月の2回目の鑑定では、寄贈品や寄付金で購入したものを含め、約6万点にのぼる所蔵品全体の鑑定が行われた結果、その価値は28億～46億ドルであるが、実際に売却しようとするれば11億～18億ドルの収入しか得られないと推計された（Plummer (2014)）。これに対し、FGICが依頼して行われた同月末の3回目の鑑定では、所蔵品全体の価値は81億ドルに上ると推計された（Detroit Free Press, “Fight over DIA value resumes in court next week”, September 25, 2014）。

⁷³ 実際は20年間で3.5億ドルに相当する金額として、1.95億ドルの一時金を拠出する。

⁷⁴ Rhodes (2014b), pp. 3-13.

⁷⁵ 片山 (2015)、3頁。

⁷⁶ Rhodes (2014b), pp. 12-13.

⁷⁷ Rhodes (2014b), pp. 14-15; Rhodes (2014d), pp. 47-49.

第3節 債務削減の全体像と新規投資計画

1 債務の削減・再編の全体像

デトロイト市の債務調整計画については、破産申請時点で180億ドル超あった債務の70億ドル以上が削減された、という説明がよくなされる⁷⁸。しかし、破産申請時の債務の約3分の1は上下水道会計のレベニュー債が占めているのに対し、70億ドル超の債務削減はほぼすべて一般会計で行われているため、一般会計の債務だけに着目した方が、当該計画のインパクトがよく分かる。

図表9は、上下水道レベニュー債等を除き、一般会計の主要な債務が債務調整計画によってどのように削減されたかを整理したものである。

図表9 デトロイト市の債務調整計画における一般会計の債務削減状況

	担保	債務グループ	破産申請時 の債務額	計画承認時 の債務額	債務削減額	回復率	削減後債務 (債務再編前)
			A	B			
金融 関連 債権	有	州政府分配金債	4.79億ドル	4.79億ドル	0	100%	4.79億ドル
	無	無制限一般財源保 証債	6.51億ドル	3.88億ドル	1億ドル	74%	2.88億ドル
	無	制限付一般財源保 証債		1.64億ドル	0.92億ドル	41%	0.72億ドル
	有	金利スワップ債権	3.44億ドル	2.9億ドル	2.05億ドル	30%	0.85億ドル
	無	年金関連債券	14.3億ドル	14.73億ドル	12.61億ドル	13%	2.12億ドル
職員 関連 債権	無	一般職員年金	35億ドル	18.79億ドル	9.85億ドル	(60%)	8.94億ドル
	無	警察・消防職員年 金		12.5億ドル	6.97億ドル	(59%)	5.53億ドル
	無	退職者医療保険	57億ドル	43.03億ドル	38.10億ドル	10%	4.93億ドル
合計（一般会計分）			124億ドル	105億ドル	72億ドル	—	33億ドル

- (注) 1. 上記の表では主要な債務グループのみを記載しているため、各欄の数値の合計は合計欄と一致しない。
2. A欄の数値は、2013年7月16日にオア緊急事態管理官がスナイダー知事宛てに発出した破産申請の承認を求める書簡（Orr (2013b)）による。
3. B欄からE欄の数値は、原則として2014年11月21日のデトロイト市財政監視委員会資料（City of Detroit (2014q)）によるが、同資料に数値が明記されていない部分は同年10月22日の「債務調整計画（第9版）」（City of Detroit (2014p)）及び同年12月31日の連邦破産裁判所ローズ判事の補足意見（Rhodes (2014d)）による。
4. D欄の数値は、原則としてデトロイト市財政監視委員会資料によるが、金利スワップ債権及び年金の回復率は2014年5月5日の「情報開示書（第5版）」（City of Detroit (2014j)）による。年金の回復率は、その後、市が実際には9～21%の範囲内であると主張を改めたため、カッコ書きとした。また、E欄/B欄によって機械的に算出した数値とは一致しない場合がある。

(出所) 上記の注に記載した各種資料より、作成

⁷⁸ 例えば、Orr (2014a) など。

図表9のA欄・合計のとおり破産申請時点の一般会計負担の債務は124億ドルであったが、計画承認時点ではB欄・合計のとおり105億ドルへと圧縮された。この主な原因は、市と債権者の合意に基づき、年金及び退職者医療保険の積立不足を計算する際の割引率を引き上げた結果、積立不足の現在価値が減少したことによる。次に、この105億ドルの債務のうち、C欄・合計のとおり72億ドルが削減され、E欄・合計のとおり33億ドルの債務が残った。一般会計負担分に限って言えば、約7割の債務が削減されたことになる。

また、債務削減後に残された33億ドルの債務は、債務調整計画の発効によって、図表10のとおり、新たな債務に再編された。

このように、わずか1年5か月の破産手続きにより、債務残高が大幅に圧縮され、財政再建の道筋が付けられた。ただし、これはあくまでも「道筋が付けられた」だけであり、決して財政再建の「完了」を意味するものではない。今後、市（一般会計）は33億ドルの債務を背負って、財政再建の取組みを進めていくこととなる。

図表10 デトロイト市の債務調整計画における債務削減・再編後の一般会計の債務残高

債務の種類	債務残高
州政府分配金債	7.67億ドル
制限付一般財源保証債	7.2億ドル
エグジット・ファイナンス	2.75億ドル
一般職員年金	8.94億ドル
警察・消防職員年金	5.53億ドル
その他	0.9億ドル
合計（一般会計分）	33億ドル

（出所）2014年11月21日のデトロイト市財政監視委員会資料
（City of Detroit (2014q)）より、作成

2 市の再生に向けた新規投資

デトロイト市の債務調整計画は、同市の再建計画とも言えるものであり、債務の削減・再編のみならず、様々な行財政改革によって生み出される財源により、市の復活・再生に向け、2023年までの10年間で最大17億ドルの新規投資を行うことが盛り込まれている。

この新規投資は、空き家・空きビルの撤去、警察・消防等の強化、交通ネットワークの改善、ITシステムの抜本的改修などに充てることとされ、それによって、長期間継続した住民流出、財産価値の減少、歳入の減少を食い止めるとともに、住民サービスの改善や新たな住民・企業の誘致を可能とすることが期待されている⁷⁹。

⁷⁹ Orr (2014a), p. 2.

第5章 破産手続きの特徴

第1節 前例なき債務削減

デトロイト市の破産手続きの最大の特徴は、破産申請時の負債規模が米国の地方財政史上最大であっただけでなく、前例なき債務削減に取り組んだ結果、債務調整計画における債務削減額も史上最大となったことである。

図表 11 は、経済危機が起きた 2008 年以降の米国自治体の破産事例における債務調整の内容を比較したものである⁸⁰。一般財源保証債の元本削減や州憲法で保護された年金の削減には前例がなく、また年金と地方債の両方を同時に削減したのも、デトロイト市が初めてであった。

図表 11 近年の米国自治体破産事例における債務調整の状況

	金融関連債務			職員関連債務	
	一般財源 保証債	レベニュー 債	その他 債券	年金	退職者 医療保険
カリフォルニア州 バレホ市	—	◎	○	◎	◎
ロードアイランド州 セントラルフォールズ市	◎	—	—	×	×
アラバマ州ジェファーソン ・カウンティ	○	×	○	◎	◎
カリフォルニア州 ストックトン市	—	—	◎, ○, ×	◎	×
ミシガン州 デトロイト市	×	◎	×	×	×

(凡例) ◎：債務調整の対象外とされ、元利ともに 100%返済されるもの

○：債務調整の対象とされたが、元本は 100%返済されるもの

×：債務調整の対象とされ、元本が削減されるもの

—：該当する債務が存在しないもの

(出所) 各団体の債務調整計画より、作成

一般財源保証債の取扱いについては、セントラルフォールズ市の事例がデトロイト市の事例と対照的である。この事例では、ロードアイランド州が同市の破産申請に先駆けて州法を改正し、州内の自治体が発行する一般財源保証債（既発債を含む。）に、当該自治体の財産税等に対する法的先取特権を付与した。この結果、その後の破産手続きでは、一般

⁸⁰ デトロイト市以外の破産手続きの詳細については、犬丸（2015b）を参照されたい。

財源保証債が削減対象外とされた。これに対し、デトロイト市の事例では、上述のとおり、一般財源保証債の元本削減が行われた。

レベニュー債の取扱いについては、ジェファーソン・カウンティの事例がデトロイト市の事例と対照的である。この事例では、デトロイト市とは異なり、下水道レベニュー債が大幅な元本削減に見舞われた。ただし、レベニュー債の場合には、もともと償還財源が料金収入等に限定されているため、破産手続きにおける債務回復率の差異は、純粋に当該レベニュー債の対象事業の収益性に依拠していると考えてよい。

年金の取扱いについては、バレホ市とストックトン市の事例がデトロイト市の事例と対照的である。両市の事例においても、デトロイト市と同様、年金が財政悪化の一因であることは明白であったが、年金削減には手を付けなかった。特にストックトン市は、連邦破産裁判所のクレイン判事が年金の削減が可能であるとの判断を示したにもかかわらず、債務調整計画に年金削減を盛り込まなかった。もっとも、バレホ市とストックトン市はカリフォルニア州の年金制度であるカルパース（CalPERS）に加入しており、デトロイト市のように市独自の年金制度を有しているわけではないという相違点がある。

一方、セントラルフォールズ市の事例では、一般財源保証債が保護された結果、年金が大幅に削減され、債務調整計画では年金受給者の年金額の削減率は最大 55%とされた。別途、州による支援策が講じられており、従来の方給額の 75%が保証されるものの、デトロイト市以上に厳しい措置となっている。ただし、ロードアイランド州の場合には、州憲法による明示的な年金保護の規定は置かれていない。

以上から、デトロイト市の債務調整計画は、先行する自治体破産事例と比べ、総じて債権者にとって厳しい内容であり、債務者である同市に有利な内容であったと言える。

なお、日本の旧地方財政再建促進特別措置法（昭和 30 年法律第 195 号。以下「旧再建法」という。）や地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「健全化法」という。）には、債務調整制度は存在しない。夕張市の事例では、353 億円の実質赤字を 20 年間かけて解消する計画となっている⁸¹。どれだけ年月をかけてでも債務を完済しなければならないという、債務者である自治体にとって厳しい制度であり、債権者にとって厳しい結果となったデトロイト市の財政再建手法とは対極をなす。

第 2 節 破産手続きのスピードとコスト

デトロイト市の破産手続きのもう一つの大きな特徴は、群を抜く債務の大きさと事案の複雑さに比べて、異例のスピードで破産手続きが終了したことである。図表 12 は、近年の破産事例の所要期間と弁護士等費用を比較したものであるが、ここからも同市の破産手続きの短さが分かる。

この迅速な破産手続きは、①連邦破産裁判所のローズ判事による意欲的な審査スケジュールの設定と厳格な進行管理、②グランド・バーゲンの生みの親であり、ローズ判事から

⁸¹ 旧再建法の時代からカウントした場合。健全化法施行後で言えば、322 億円の実質赤字を 17 年間かけて解消する計画である。

調停人に任命された連邦地方裁判所のローゼン首席判事による全面的な協力、そして③弁護士、フィナンシャル・アドバイザー、コンサルタントなどの外部の専門家の尽力、などに支えられたものであった。

ローズ判事が設定した審査スケジュールに対応するため、短期間に多数の専門家を動員することで、債務調整計画、情報開示書、債権者との合意文書、その他の訴訟に必要な大量の書類が作成された。その結果、市が弁護士事務所等に支払う費用は1.78億ドルにのぼった⁸²。これは他の破産事例よりも一桁多く、まさに異例の金額と言えよう。

このほか、破産手続きには、市長・市議会・市職員の時間や労力、住民生活への影響など、有形・無形の多大なコストがかかっていることも忘れてはならない。さらに、債権者が失った70億ドル以上の債権も、社会的損失として認識されるべきである。

なお、日本の健全化法では財政再生団体は財政再生計画を策定するが、夕張市の例ではその作業は職員が自ら行っており、外部経費はほとんどかかっていないはずである。一方で、夕張市の事例では、前述のとおり20年間かけて財政赤字を解消する計画が策定されており、デトロイト市がわずか1年5か月の破産手続きで財政再建の道筋を付けたこととはスピード感が大きく異なるように見えるが、これは債務をコツコツと返済・完済することを求めるのか、借金を棒引きにして自治体を救済し、債権者にツケを回すことを認めるのか、という根本的な制度設計の違いに起因するものである。また、デトロイト市の破産手続き終了は、決して財政再建の「完了」を意味するわけではないことにも留意が必要である。

図表 12 近年の米国自治体の破産手続きの所要期間と弁護士等費用

	破産申請	破産手続き 終了	所要期間	弁護士 等費用
カリフォルニア州 バレホ市	2008年5月	2011年11月	3年6月	12百万ドル
ロードアイランド州 セントラルフォールズ市	2011年8月	2012年10月	1年2月	4百万ドル
アラバマ州 ジェファーソン・カウンティ	2011年11月	2013年12月	2年1月	25百万ドル
カリフォルニア州 ストックトン市	2012年6月	2015年2月	2年8月	14百万ドル
カリフォルニア州 サンバーナディーノ市	2012年8月	(継続中)	(4年超)	(継続中)
ミシガン州 デトロイト市	2013年7月	2014年12月	1年5月	178百万ドル

(出所) 各種報道等より、作成

⁸² 1.78億ドルは、デトロイト市が実際に支払う金額である1.83億ドルから州の補助金0.05億ドルを差し引いた同市の実負担額である (Rhodes (2015), pp. 6-8)。

第3節 州による強力な関与と自治権の停止

デトロイト市の破産手続きのもう一つの特徴は、州による強力な関与と、その結果としての自治権の停止である⁸³。図表 13 は、近年の破産事例における州の関与の状況を比較したものである。

デトロイト市の事例では、2012年に制定された地方財政安定・選択法に基づき、州知事がオア氏を緊急事態管理官に任命した結果、市長及び市議会の権限は停止され、オア氏によって破産申請がなされた。また、破産手続き終了後少なくとも13年間は、後述する州法によって設置された財政監視委員会が市の財政状況を監視する。

セントラルフォールズ市の事例でも、2010年に制定された財政安定化法に基づき、州が管財人（receiver）を任命した結果、市長・市議会の権限は停止され、管財人の手によって破産申請がなされた。また、管財人解任後5年間は、市は州が推薦した候補者の中から行財政管理官を任命しなければならず、州による間接的な監視が続く。

これに対し、カリフォルニア州やアラバマ州の場合には州による関与はほとんどなく⁸⁴、ミシガン州やロードアイランド州の自治体への強権的な介入が際立っている。

なお、日本においては夕張市の事例を見ても明らかなおおりに、国が首長・議会の権限を停止するような強権的な介入を行うことはない。

図表 13 近年の米国自治体破産事例における州の関与

	具体的な関与				自治権への制約
	州独自の財政再建制度	破産申請時の関与	破産申請後の財政支援	事後的な監視制度	
カリフォルニア州 バレホ市	なし	なし	なし	なし	なし
カリフォルニア州 ストックトン市	なし	債権者との事前調停手続き	なし	なし	なし
アラバマ州ジェファーソン・カウンティ	なし	なし	なし	なし	なし（平時から制約あり）
ロードアイランド州 セントラルフォールズ市	・財政監視人の任命 ・予算委員会の任命 ・管財人の任命	管財人のみ申請可能	年金受給者への支援	行財政管理官の任命（5年間）	管財人任命により自治権停止
ミシガン州 デトロイト市	・州との協定締結 ・緊急事態管理官の任命など	州知事の承認が必要	年金受給者への支援	財政監視委員会の設置（最低13年間）	緊急事態管理官任命により自治権停止

（出所）各州の州法等より、作成

⁸³ 詳しくは、犬丸（2015a）を参照されたい。

⁸⁴ カリフォルニア州では、バレホ市の破産申請を契機として制定された州法により、破産申請前の債権者との事前調停手続きが義務化されたが、調停に拘束力はなく、破産申請の歯止めにはなっていない。

第6章 デトロイト市の再生に向けて

第1節 州による監視体制の構築

2014年12月のデトロイト市の債務調整計画の発効と同時に、2013年3月の州知事による財政危機宣言以降1年8か月余り続いた同市の財政危機は終了し、オア氏の緊急事態管理官としての職務も終了した。これにより、市政運営に関する市長及び議会の権限がすべて回復した。

一方で、同計画の発効と同時に、ミシガン州財政監視委員会法（Michigan Financial Review Commission Act, Public Act 181 of 2014）に基づいて設置されたデトロイト市財政監視委員会による市の財政運営の監視・監督が始まった。この州法は、ミシガン州がグラント・バーゲンへの資金拠出を行うための州法とセットで制定されたものであり、州が資金を拠出する条件として、同市が再び財政状況を悪化させ、第二の破産申請に至ることがないように、州による監視体制を構築するものである。

同委員会は、発足から少なくとも3年間は、市の予算や契約の承認・修正の権限を持つ。その後、市が3年連続で収支均衡予算を組むなど、法定された基準を満たした場合、同委員会は具体的な活動を休止し、その状態が10年間継続すれば解散する。

同委員会は9人の委員から構成され、その内訳は、州財務長官、州の予算担当局長、州知事が指名する5人の委員⁸⁵、市長（又はその指名する者）及び市議会議長（又はその指名する者）とされている。すなわち、州側の委員7名に対し、市側の委員が2名であり、上記の最短13年間は、市は実質的に州の監視下に置かれることになる。

このように、オア緊急事態管理官に代わって、マイク・ダガン市長のリーダーシップと同委員会の監視の下で、債務調整計画に沿った市の再生に取り組む体制が構築された。

第2節 地方債市場への復帰⁸⁶

デトロイト市の再生を図る上では、地方債市場への早期復帰が重要なポイントの一つとなる。同市は破産手続き終了時の資金調達（エグジット・ファイナンス）として2.75億ドルの縁故債を変動金利で発行したが、これを固定金利に変換して速やかに地方債市場で売却することが課題となっていた。

市は、当該地方債の市場売却に先立ち、格付けを取得する必要があったが、格付会社は現行の法的先取特権をより強固かつ明確にする州法改正を行わなければ、当該地方債は投機的水準（いわゆるジャンク債）に格付けされるという見通しを示していた⁸⁷。このため、ミシガン州議会は2015年4月に、当該地方債の法的先取特権を強化する法改正を行った。

⁸⁵ 州知事が指名する5人の委員の内訳は、州知事が指名する有識者が3人、上院議長が推薦した3人以上の者の中から知事が指名した者が1人、下院議長が推薦した3人以上の者の中から知事が指名した者が1人である。

⁸⁶ 詳しくは、犬丸（2016a）を参照されたい。

⁸⁷ Michigan Senate Fiscal Agency (2015).

これにより、当該地方債の先取特権は他のあらゆる先取特権に優越し、仮に今後、第二の破産申請その他の不測の事態が生じて、第一先取特権の地位は揺るがないことが明確になった。これを受け、同年7月には、大手格付会社のS & Pが当該地方債に対してシングルAという投資適格の格付けを付与した⁸⁸。

翌8月、市は当該地方債の市場公募を行い、地方債市場への復帰を果たした。破産手続き終了後8か月のスピード復帰である。今回発行された地方債のうち、2029年満期の免税債の利率は4.5%であり、これは同様の格付け（シングルA格）の地方債よりも1.33%高い水準であった⁸⁹。報道を見る限り、このような「高い」利率は、デトロイト市の破産手続きにおける地方債の取扱いに対するペナルティであると受け止める市場関係者が多い⁹⁰。

これに対し、市自身は、「非常に好ましい利率」で起債ができたとするコメントを発表した⁹¹。それによれば、今回の地方債の全般的な利率は4.44%であったが、これは破産手続き終了時点で予測されていた5.75%よりも1%以上低い利率であり、かつ、破産前の2005年と2008年に発行した一般財源保証債よりも低い利率であったという。

このように、今回の発行条件をどう評価するかは立場によって見方が分かれるが、市が地方債市場への早期復帰を果たしたことは、市の再建・再生に向けた重要な一歩となった。

第3節 破産手続き終了後の財政状況

デトロイト市は、包括的年次財政報告書の2014年度分を2015年6月に、2015年度分を2016年5月に、それぞれ発表した。これにより、2013年7月から2014年12月までの破産手続きの結果が反映された決算データが出揃った。

図表14～16は、第1章第2節2の図表3～5に示したグラフに2014年度と2015年度の決算データを追加したものである。ここから分かるとおり、一般会計の歳入は税収、州売上税分配金収入とも若干増加したが、市の財政構造を改善するほどのものではない。

これに対し、一般会計のファンド・バランスは、2014年度決算で10年ぶりにマイナスを解消し、2015年度決算では2001年度以降の最高値を大幅に上回るプラスを計上するという目覚ましい改善を達成した。ただし、これは市の財政収支の構造的な改善というよりは、主に破産手続きに伴う一時的な現金収支の改善に起因するものであると考えられる。ファンド・バランスの大幅な改善は市のキャッシュ・フローに余裕をもたらすものであり、一つの成果ではあるが、これをもって市の財政再建が軌道に乗ったと評価するのは時期尚早である。

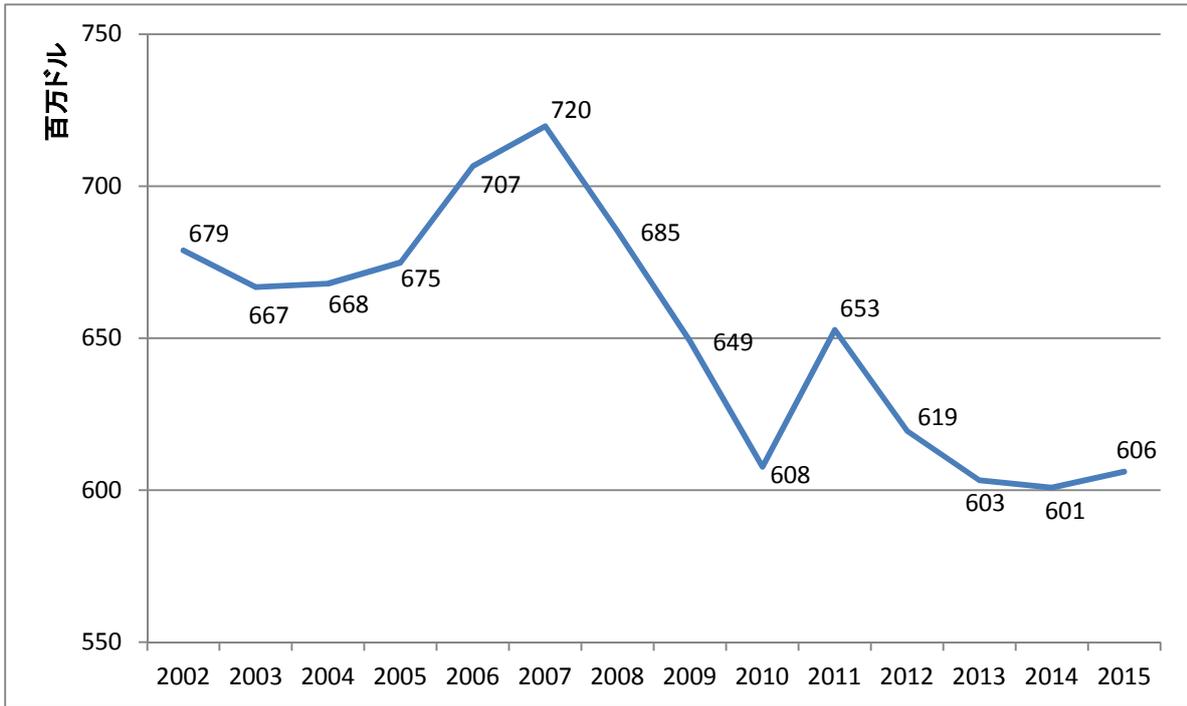
⁸⁸ Standard & Poor's, "Detroit's Series 2014F Revenue Bonds Rated 'A'", July 29, 2015.

⁸⁹ Reuters, "Detroit's \$245 mln bonds priced in first post-bankruptcy issue", August 19, 2015.

⁹⁰ Ibid.; Bloomberg, "Detroit Disciplined in Return to Bond Market After Bankruptcy", August 19, 2015; Wall Street Journal, "Detroit Sells First Municipal Bonds Since Emerging From Bankruptcy", August 19, 2015.

⁹¹ City of Detroit, "Detroit bonds get very favorable interest rate", August 20, 2015 (<http://www.detroitmi.gov/News/ArticleID/422/Detroit-bonds-get-very-favorable-interest-rate>).

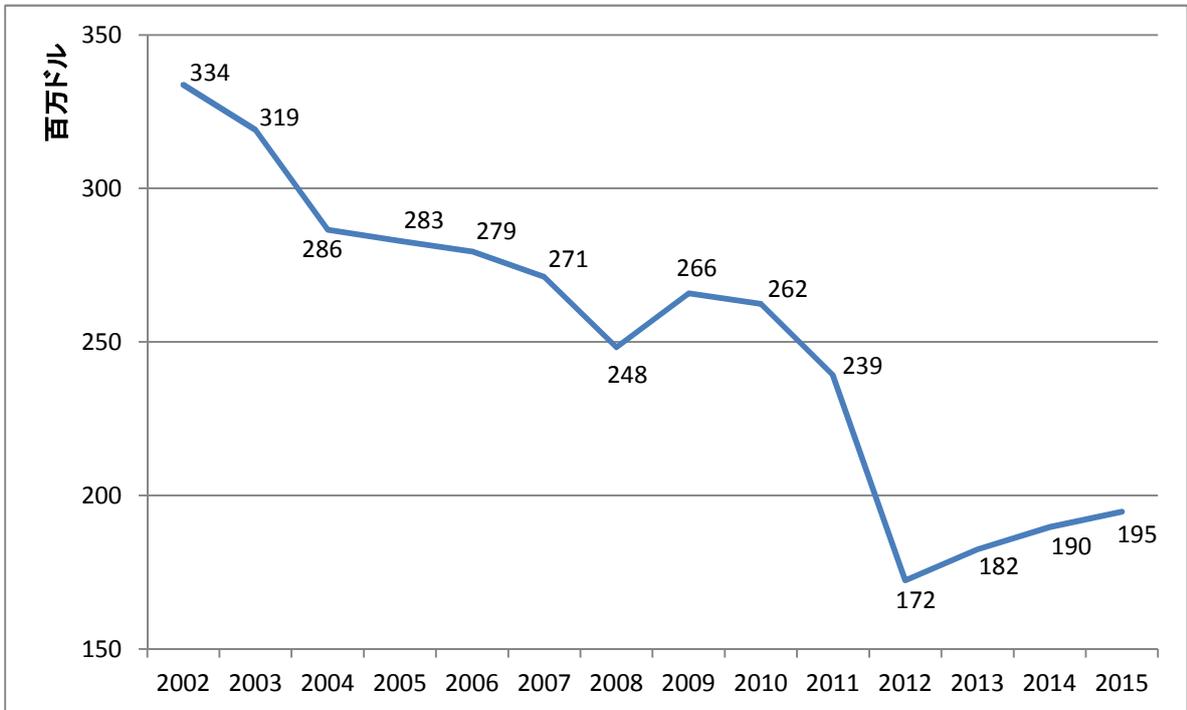
図表 14 デトロイト市一般会計の税収（2002 年度～2015 年度）



(注) 各年の6月末に終了する会計年度の決算額。

(出所) City of Detroit (FY2002-FY2015)より、作成

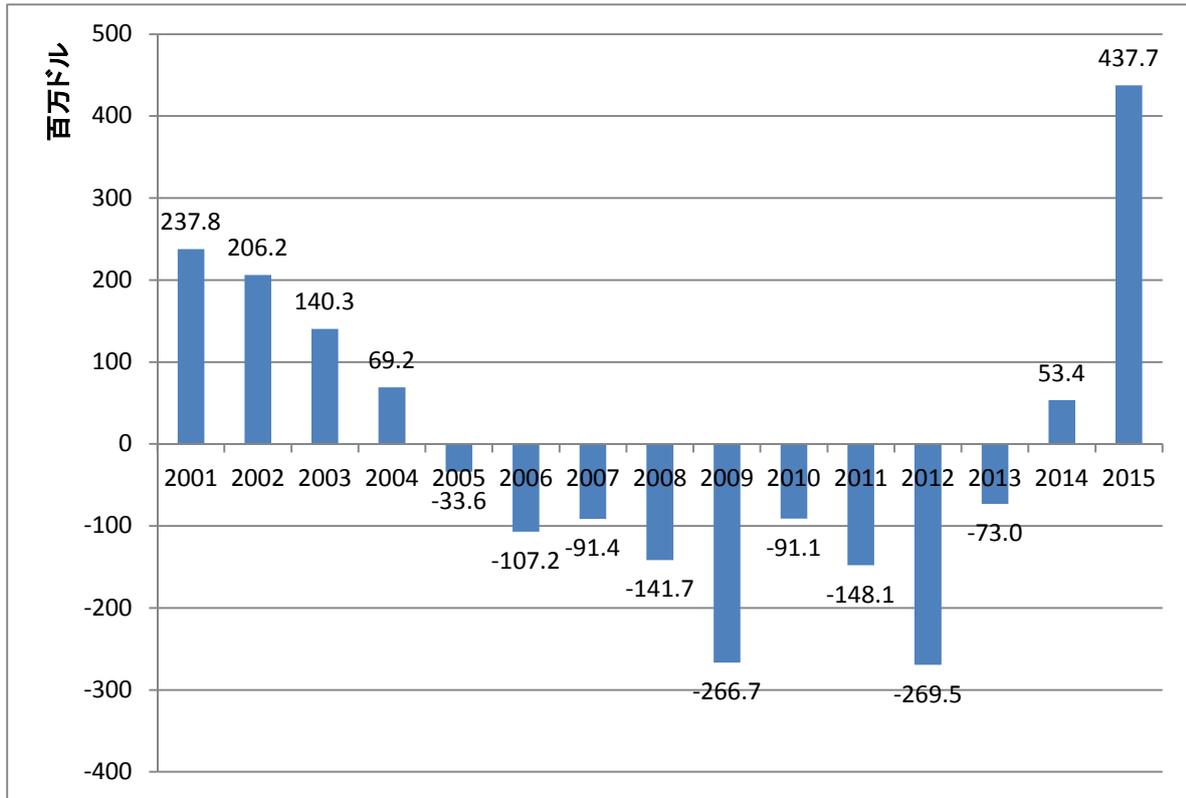
図表 15 デトロイト市の州売上税分配金収入（2002 年度～2015 年度）



(注) 各年の6月末に終了する会計年度の決算額。

(出所) City of Detroit (FY2002-FY2015)より、作成

図表 16 デトロイト市一般会計のファンド・バランス（2001 年度～2015 年度）



(注) 各年の6月末に終了する会計年度の決算額。

(出所) City of Detroit (FY2002-FY2015)より、作成

第4節 デトロイト市復活の兆し

デトロイト市の再生に向けた取組みはまだ緒に就いたばかりであるが、すでに明るい兆しも見受けられる。

同市が財政難と治安悪化の悪循環に陥っていたことは第1章第1節3で述べたが、オア緊急事態管理官の職務終了に当たって2014年12月にスナイダー知事が発出した書簡によれば、破産申請前の時点と比べ、市の治安や行政サービスの状況が改善したことがうかがえる。すなわち、破産申請前の時点では市の殺人事件発生率は過去40年間で最悪の水準であったが、破産手続き終了時点では18%減少した。警察への通報から到着までの待ち時間は平均58分から18分未満に短縮した。救急車は3分の1しか稼働していなかったが、優先事案の救急車到着時間は12分未満になった。市の街灯の40%は故障していたが、現在は完全な更新計画が完成しており、それに基づいて毎週、何百もの新しい街灯に交換されている。同様に、現在では空き家・空きビルの問題に対処する明確なプランがあり、既に数百もの空き家等が撤去されている。ゴミはきちんと回収され、新たにリサイクルも始まった⁹²。

⁹² Snyder (2014).

デトロイト市財政監視委員会は、州法に基づき半年に一度、州知事に報告書を提出することとされているが、2016年6月に同委員会が提出した最新の報告書によれば、同年1月には市の上下水道部局の一部を公社化したグレイトレイク水道公社が正式に発足し、3月には市の新しい財政管理システムが稼働を開始し、秋には新たな人事・給与管理システムが稼働する予定となっている。また、同年5月には空き家・空きビル撤去のための連邦政府の補助金として、これまでの1.7億ドルに加え、新たに0.42億ドルの交付が決定するというニュースもあった⁹³。このように同報告書からは、債務調整計画に盛り込まれた行財政改革や市の再生に向けた取組みが着実に進んでいる様子がうかがえる。

また、同市においては、現在、複数の大規模プロジェクトが進行中である。カナダ政府は50億ドルもの投資をして、デトロイト市とカナダのウィンザー市を結ぶ新しい橋を建設しており、その橋のデトロイト側にはウェルカム・センターの建設が予定されている⁹⁴。市の中心部では、民間主導により、M-1レイルと呼ばれる約5キロのストリートカー（路面電車）を導入するプロジェクトが進行している。2014年7月に始まった建設工事は2016年中に終了する予定であり、同年5月にはオペレーション・センターがオープンした⁹⁵。同じく民間主導により、NHL所属のプロ・アイスホッケーチーム「レッド・ウィングス」の本拠地となる多目的アリーナの建設が2017年完成を目指して進められており、併せて周辺地区の大規模な再開発事業が進行している⁹⁶。このほか、同市に拠点を置く住宅ローン会社の経営者が、市内のビル約60棟を買収するなど、民間企業の動きも活発化している⁹⁷。

デトロイト市という行政組織の財政再建、そして同市の都市としての復活・再生に向けた取組みはまだ緒に就いたばかりであるが、行政・民間の双方において、上記のような明るい兆しが見受けられる。今後とも、ダガン市長のリーダーシップと州が設置した財政監視委員会の監視・監督の下、同市の再建・再生に向けた取組みが着実に進められ、同市が再び米国を代表する大都市として復活することを期待したい。

⁹³ Rose (2016), p. 6.

⁹⁴ 2014年3月に行われたスナイダー知事とオア緊急事態管理官の講演会において、オア氏が発言した内容。以下に述べるM-1レイルと多目的アリーナも、講演会で同氏が紹介したもの。講演会の模様は、「デトロイト：次なるチャンス到来の都市～ミシガン州知事と市緊急事態管理官が語るデトロイト再生のシナリオ～」CLAIR メールマガジン2014年7月配信 (http://www.clair.or.jp/j/forum/c_mailmagazine/201407_1/6.pdf) を参照されたい。

⁹⁵ <http://m-1rail.com/>

⁹⁶ <http://www.districtdetroit.com/>

⁹⁷ 片山 (2015)、4頁。

【参考文献】

- 秋山義則・前田高志・渋谷博編（2007）『アメリカの州・地方債』日本経済評論社。
- 犬丸淳（2014a）「デトロイト破産申請から1年—破産手続きにおける地方債等の取扱いと米国地方債市場の反応について」『地方債』第401号。
- 犬丸淳（2014b）「デトロイト市の破産申請と財政再建の行方」東洋大学PPP研究センター編著『公民連携白書2014～2015—自治体財政の未来』時事通信社。
- 犬丸淳（2014-2016）「デトロイト市の破産申請とその波紋(1)～(10)」『地方財務』第721号～第725号、第727号、第729号及び第737号～第739号。
- 犬丸淳（2015a）「米国ミシガン州の地方自治とデトロイト市の破産手続き（上・中・下）」『地方自治』第806号～第808号。
- 犬丸淳（2015b）「米国自治体の破産事例(1)～(5)」『地方財務』第731号～第735号。
- 犬丸淳（2016a）「デトロイト市の破産手続きにおける地方債等の取扱いと日本への示唆」『地方債』第410号。
- 犬丸淳（2016b）「破産法を適用した米国自治体のその後」『日経グローバル』第286号。
- 犬丸淳（2016c）「デトロイト市の破綻と財政再建プロセス」日本地方財政学会報告論文。
- 江夏あかね（2013）「デトロイト市の連邦破産法第9章適用申請と地方債市場への影響」『野村資本市場クォーターリー』第17巻第2号。
- 江夏あかね（2014）「デトロイト市の債務調整計画案と地方債の取扱い」『野村資本市場クォーターリー』2014年春号。
- 江夏あかね（2015）「デトロイト市の破産手続き完了と再生に向けた道」『野村資本市場クォーターリー』2015年冬号。
- 片山和之（2015）「デトロイト復活の胎動—財政問題に悩む日本が学ぶべき破綻と再生のプロセス—」『PHP Policy Review』Vol.9-No.67。
- 小西砂千夫・犬丸淳（2015）「デトロイト再建計画の教訓」『日本経済新聞』2015年1月26日朝刊。
- 坂田和光（2007）「米国の自治体破綻と州の関与—連邦破産法第9章をめぐって」『レファレンス』第672号。
- 自治体国際化協会（1990）「アメリカの地方債」『Clair Report』第14号。
- 自治体国際化協会（1993）「米国地方政府の破産」『Clair Report』第59号。
- 自治体国際化協会（2006）「米国地方債の概要とその活用事例」『Clair Report』第287号。
- 自治体国際化協会（2008）「米国における地方公共団体の財政再建制度—財政規律維持に関する制度と運用」『Clair Report』第321号。
- 自治体国際化協会（2011）「米国における地方債の市場性について」『Clair Report』第356号。
- 渋谷博史・前田高志編（2006）『アメリカの州・地方財政』日本経済評論社。
- 三宅裕樹（2014）「米国地方政府の破綻と事後的な財政再建のあり方—ペンシルバニア州ハリスバーグ市を事例として」『証券経済研究』第86号。

【参考資料】

- Administrative Office of the United States Courts (2011), “Bankruptcy Basics (Revised Third Edition)”, November 2011.
- Christie's Appraisals, Inc. (2013), “Fair Market Value for Financial Planning”, December 17, 2013.
- City of Detroit (2013a), “Proposal for Creditors”, June 14, 2013.
- City of Detroit (2013b), “Bankruptcy Petition Cover Sheet”, *In re City of Detroit, Michigan*, July 18, 2013.
- City of Detroit (2014a), “Plan for the Adjustment of Debts of the City of Detroit”, *In re City of Detroit, Michigan*, February 21, 2014.
- City of Detroit (2014b), “Disclosure Statement with Respect to Plan for the Adjustment of Debts of the City of Detroit”, *In re City of Detroit, Michigan*, February 21, 2014.
- City of Detroit (2014c), “Amended Plan for the Adjustment of Debts of the City of Detroit”, *In re City of Detroit, Michigan*, March 31, 2014.
- City of Detroit (2014d), “Amended Disclosure Statement with Respect to Amended Plan for the Adjustment of Debts of the City of Detroit”, *In re City of Detroit, Michigan*, March 31, 2014.
- City of Detroit (2014e), “Second Amended Plan for the Adjustment of Debts of the City of Detroit”, *In re City of Detroit, Michigan*, April 16, 2014.
- City of Detroit (2014f), “Second Amended Disclosure Statement with Respect to Second Amended Plan for the Adjustment of Debts of the City of Detroit”, *In re City of Detroit, Michigan*, April 16, 2014.
- City of Detroit (2014g), “Third Amended Plan for the Adjustment of Debts of the City of Detroit”, *In re City of Detroit, Michigan*, April 25, 2014.
- City of Detroit (2014h), “Third Amended Disclosure Statement with Respect to Third Amended Plan for the Adjustment of Debts of the City of Detroit”, *In re City of Detroit, Michigan*, April 25, 2014.
- City of Detroit (2014i), “Fourth Amended Plan for the Adjustment of Debts of the City of Detroit”, *In re City of Detroit, Michigan*, May 5, 2014.
- City of Detroit (2014j), “Fourth Amended Disclosure Statement with Respect to Fourth Amended Plan for the Adjustment of Debts of the City of Detroit”, *In re City of Detroit, Michigan*, May 5, 2014.
- City of Detroit (2014k), “Fifth Amended Plan for the Adjustment of Debts of the City of Detroit”, *In re City of Detroit, Michigan*, July 25, 2014.
- City of Detroit (2014l), “Corrected Fifth Amended Plan for the Adjustment of Debts of the City of Detroit”, *In re City of Detroit, Michigan*, July 29, 2014.
- City of Detroit (2014m), “Sixth Amended Plan for the Adjustment of Debts of the City of Detroit”, *In re City of Detroit, Michigan*, August 20, 2014.

City of Detroit (2014n), “Notice of Acceptance of Tender”, *In re City of Detroit, Michigan*, August 22, 2014.

City of Detroit (2014o), “Seventh Amended Plan for the Adjustment of Debts of the City of Detroit”, *In re City of Detroit, Michigan*, September 16, 2014.

City of Detroit (2014p), “Eighth Amended Plan for the Adjustment of Debts of the City of Detroit”, *In re City of Detroit, Michigan*, October 22, 2014.

City of Detroit (2014q), “Financial Review Commission”, November 21, 2014.

City of Detroit (2014r), “Notice of (I) Entry of Order Confirming Eighth Amended Plan for the Adjustment of Debts of the City of Detroit and (II) Occurrence of Effective Date”, *In re City of Detroit, Michigan*, December 10, 2014.

City of Detroit (FY2002-FY2015), “Comprehensive Annual Financial Report for the Fiscal Year 2002-2015”, 2002-2016.

Detroit Financial Review Team (2013a), “Report of the Detroit Financial Review Team”, February 19, 2013.

Detroit Financial Review Team (2013b), “Supplemental Documentation of the Detroit Financial Review Team”, February 19, 2013.

Hammerman, Ira, SIFMA General Counsel (2013), “Dear Governor Snyder and Treasurer Dillon”, July 18, 2013.

Michigan Municipal League (2014), “Revenue Sharing Fact Sheet”, February 2014.

Michigan Senate Fiscal Agency (2015), “Bill Analysis on Senate Bill 160”, March 31, 2015.

Orr, Kevyn D., Emergency Manager, City of Detroit (2013a), “Financial and Operating Plan”, May 12, 2013.

Orr, Kevyn D., Emergency Manager, City of Detroit (2013b), “Re: Recommendation Pursuant to Section 18(1) of PA 436”, July 16, 2013.

Orr, Kevyn D., Emergency Manager, City of Detroit (2014a), “Re: City of Detroit Restructuring”, December 8, 2014.

Orr, Kevyn D., Emergency Manager, City of Detroit (2014b), “Final Report with Respect to the Financial Condition of the City of Detroit”, December 9, 2014.

Paque, Michael J. (2014), “Declaration of Michael J. Paque regarding the Solicitation and Tabulation of Votes on, and the Results of Voting with Respect to, Fourth Amended Plan for the Adjustment of Debts of the City of Detroit”, *In re City of Detroit, Michigan*, July 21, 2014.

Plummer, Michael, Principal, Artvest Partners (2014), “Expert Witness Report of Michael Plummer”, July 8, 2014.

Rhodes, Steven W., Bankruptcy Judge (2013a), “Opinion Regarding Eligibility”, *In re City of Detroit, Michigan*, December 5, 2013.

Rhodes, Steven W., Bankruptcy Judge (2013b), “Order for Relief Under Chapter 9 of the Bankruptcy Code”, *In re City of Detroit, Michigan*, December 5, 2013.

Rhodes, Steven W., Bankruptcy Judge (2013c), “Memorandum Regarding: I. Certification Under 28 U.S.C. § 158(d)(2)(A)(i), II. Recommendation on Whether Direct Appeals Should Be Authorized and III. Parties’ Request to Recommend Expedited Consideration of Appeals”, *In re City of Detroit, Michigan*, December 20, 2013.

Rhodes, Steven W., Bankruptcy Judge (2014a), “Order Approving the Proposed Disclosure Statement”, *In re City of Detroit, Michigan*, May 05, 2014.

Rhodes, Steven W., Bankruptcy Judge (2014b), “Oral Opinion on the Record”, *In re City of Detroit, Michigan*, November 7, 2014.

Rhodes, Steven W., Bankruptcy Judge (2014c), “Order Confirming Eighth Amended Plan for the Adjustment of Debts of the City of Detroit”, *In re City of Detroit, Michigan*, November 12, 2014.

Rhodes, Steven W., Bankruptcy Judge (2014d), “Supplemental Opinion Regarding Plan Confirmation, Approving Settlements, and Approving Exit Financing”, *In re City of Detroit, Michigan*, December 31, 2014.

Rhodes, Steven W., Bankruptcy Judge (2015), “Amended Opinion and Order Regarding the Reasonableness of Fees Under 11 U.S.C. § 943(b)(3)”, *In re City of Detroit, Michigan*, February 12, 2015.

Rose, Ronald L., Executive Director, Financial Review Commission (2016), “Detroit Financial Review Commission Biannual Report No. 3”, June 1, 2016.

Snyder, Richard D., Governor of Michigan (2013a), “Dear Mayor Bing and Detroit City Councilmembers”, March 1, 2013.

Snyder, Richard D., Governor of Michigan (2013b), “Dear Mayor Bing and Detroit City Councilmembers”, March 14, 2013.

Snyder, Richard D., Governor of Michigan (2013c), “Re: Authorization to Commence Chapter 9 Bankruptcy Proceeding”, July 18, 2013.

Snyder, Richard D., Governor of Michigan (2014), “Notice of Termination”, December 9, 2014.

State of Michigan & City of Detroit (2012), “Financial Stability Agreement”, April 4, 2012.

【執筆者】

一般財団法人自治体国際化協会ニューヨーク事務所 上席調査役 犬丸 淳